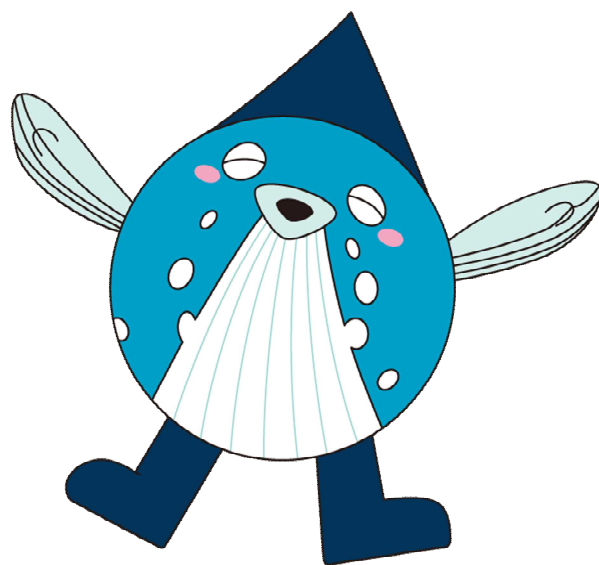


福祉のしおり (2025年)



下関市 せきまる

下 関 市 福 祉 部
こども未来部

下関市南部町1番1号

電話(代表)：(083)231-1111

(注)

このしおりは2025年4月1日を基準日として作成しています。

法令の改正等により内容が変更となる場合がございますのでご了承ください。

目 次

1	高 齢 者 福 祉	P. 1
2	心 身 障 害 者 (児) 福 祉	P. 5
3	児 童 福 祉	P. 11
4	国 民 健 康 保 険	P. 15
5	介 護 保 険	P. 16
6	融 資 制 度	P. 17
7	相 談 業 務	P. 21
8	社 会 福 祉 施 設 等 一 覧 表	P. 24
9	社 会 福 祉 法 人 一 覧 表 (下 関 市 所 管 分)	P. 35
10-1	組 織 と 事 務 内 容	P. 37
10-2	各 総 合 支 所 市 民 生 活 課 (福 祉 ・ 子 育 て 関 係) の 組 織 と 事 務 内 容	P. 43

1 高 齢 者 福 祉

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
日常生活用具 の 給 付	認知症又は寝たきり等の状態で、火気の取り扱いに支障があると認められる方に対し、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付する。 【利用者負担】 給付の上限を超えた金額	65歳以上の在宅の高齢者(単身、高齢者世帯)で、住民税非課税世帯に属し、認知症又は寝たきり等の状態で、火気の取り扱いに支障があると認められる方		・ 長寿支援課 (支援係) ・ 地域包括支援センター (P.23)
介 護 用 品 の 支 給	要介護3・4・5の在宅の高齢者と同居又は同一敷地内に居住し、現に常時介護している方に、紙おむつ等の介護用品を支給する。 【支給の上限】 2か月を1期とし、1期当たり1万円(上限の範囲内で9割を助成する。) 【利用者負担】 1期当たり支給を受けた費用の1割	次の要件を全て満たす65歳以上の高齢者と同居又は同一敷地内に居住し、常時介護している、住民税非課税世帯の方 ・ 市内に居住し、在宅で生活している要介護3・4・5の方 ・ 住民税非課税世帯に属している方 ・ 生活保護を受給していない方		・ 長寿支援課 (支援係)
緊 急 通 報 シ ス テ ム	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置の設置を助成し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 【利用者負担】 住民税非課税世帯は 無 料 住民税課税世帯は 1月 550 円	65歳以上の高齢者(単身、高齢者世帯)又は単身の重度身体障害者の方で、緊急時の対策が必要な方		・ 長寿支援課 (支援係) ・ 地域包括支援センター (P.23)
敬 老 祝 い 品 贈 呈	長寿の節目の年に敬老祝い品を贈呈し、その長寿を祝し、あわせて福祉の増進に寄与する。 【対象年齢】 当該年度中に88歳及び100歳を迎える方	基準日現在、本市に居住し、年度中に節目の年齢を迎える方		・ 長寿支援課 (施設係) ・ 各総合支所 市民生活課
敬 老 の 祝 典	高齢者を敬愛し、長寿を祝福するための式典を行う。	年度中に80歳以上となる方		・ 長寿支援課 (施設係) ・ 各総合支所 市民生活課
高 齢 者 バ ス 等 利 用 助 成 (い き い き シ ル バ ー 1 0 0)	高齢者の定期的な外出を促し、積極的な社会参加の促進と生きがいづくりを支援するため、市内路線バス及び下関市渡船運賃の助成等を行う。 【利用可能日】 毎週火曜日 【利用者負担】 1回 100 円	下関市に住民票がある70歳以上の方		・ 長寿支援課 (支援係) ・ 各総合支所 市民生活課
高 齢 者 銭 湯 等 利 用 助 成 (い き い き シ ル バ ー 銭 湯 デ ー)	高齢者のコミュニティづくりを図るとともにその健康の増進を図るため、毎週火曜日をいきいきシルバー銭湯デーとして、低額で銭湯等が利用できるよう助成する。	下関市に住民票がある70歳以上の方	ご利用の際は、いきいきシルバー100又は住所・氏名・年齢を確認できるものをご提示ください。	・ 長寿支援課 (支援係) ・ 豊田総合支所及び 豊浦総合支所 市民生活課
老 人 ク ラ ブ 活 動 費 助 成	老人クラブに対し、活動費を助成する。	原則60歳以上で、おおむね30人以上の会員数で構成する老人クラブ	・ 活動計画書 ・ 予算書	・ 長寿支援課 (施設係)

1 高 齢 者 福 祉

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
高 齢 者 健 康 づ く り 活 動 住 民 グ ル ー プ へ の 助 成	高齢者の健康づくり活動を自主的に行う 住民グループに対し活動費を助成する。 【対象活動】 (1)原則として1月に1回以上、対象 年度を通じて継続して開催される 体操教室 (2)(1)の体操教室を実施する場合にお いて、その活動の一環として開催さ れる研修会又は講演会 ※市から他の補助金等の交付を受けて いる活動は、補助対象活動から除く。 【申請期間】 市報3月号及びホームページに掲載	市内に居住する住民の グループ（その構成員 のうち、65歳以上の 者が10人以上である こと）で、高齢者の運 動機能の維持及び向上 を目的とする体操教室 を自主的に開催する法 人格を持たない団体(6 月以上(見込を含む)継 続して活動する必要あ り。)	・活動計画書 ・予算書 ・参加者名簿 ・団体の規約 又は会則 ・団体情報 シート	・長寿支援課 (支援係)
地 域 支 え 合 い 活 動 支 援	【支援事業】 (1) 地域支え合い型訪問サービス (2) 地域支え合い型送迎サービス (3) 地域支え合い型通所サービス 【補助対象経費】 運営に必要な費用（食糧費は対象 外）、送迎については車両の燃料費 【補助額】 (1) 地域支え合い型訪問サービス (補助対象経費の5割の額)（上限18 万円） (2) 地域支え合い型送迎サービス (車両に係る燃料費：実費相当額) (3) 地域支え合い型通所サービス (補助対象経費の5割の額)（上限12 万円） ※実施期間に応じて減算される場合あり。	【補助対象団体】 市内に活動拠点を有する 住民のグループで、住民 相互の助け合い活動を有 償又は無償のボランティ アにより行い、かつ、そ の活動を定期的に継続し て実施することができる 団体 【利用者】 下関市内に住所を有する 65歳以上の方	・活動計画書 ・収支予算書 ・利用者名簿	・長寿支援課 (支援係)
老 人 憩 の 家	地域の高齢者の憩の場として、教養の向 上、レクリエーション等の利用に供す る。	原則60歳以上の方		・老人憩の家 (P.26)
ふ れ あ い プ ラ ザ	高齢者の介護予防の拠点及び世代間交流 の場として、健康増進、教養の向上等の 利用に供する。			・ふれあいプラザ (P.26)
養 護 老 人 ホ ー ム	環境上の理由及び経済的理由により、自 宅で生活する事が困難な高齢者を市によ る措置に基づいて入所させ、養護する。 (入所者本人の前年の収入状況及び扶養 義務者の前年の課税状況により負担あり)	原則65歳以上の方	・戸籍謄本等	・長寿支援課 (施設係) ・各総合支所 市民生活課
配 食 サ ー ビ ス	近隣に親族がおらず、老衰、心身の障 害、傷病等の理由により、適切な食事の 調達が困難であり安否確認が必要な高齢 者等に、栄養バランスのとれた食事を配 達するとともに、安否確認を実施する。 【利用者負担】1食につき520円 (住民税非課税世帯は410円)	適切な食事の調達が困 難な、安否確認が必要 と認められる方で、次 のいずれかに該当する 方 ・65歳以上のひとり 暮らしの方 ・65歳以上の高齢者 のみの世帯の方 ・重度身体障害者の方		・長寿支援課 (支援係) ・地域包括支援 センター (P.23)

1 高 齢 者 福 祉

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
サ ー ビ ス ・ 活 動 事 業	日常生活に必要な生活機能の低下がみられる高齢者に、支援の必要性に応じて提供するサービス ①訪問型サービス:居宅を訪問して、身体介護や調理・掃除・ごみ出し等の生活援助 ②通所型サービス:デイサービスセンター等で、運動器機能向上のための訓練や生活行為向上のためのサービス ③その他の生活支援サービス:栄養改善を目的とした配食サービス 【利用回数】 週1回程度・週2回程度等 (介護予防ケアマネジメントで定める回数) 【利用者負担のめやす】(基本的な額) ①訪問型サービス:1回当たり202～287円 ②通所型サービス:1回当たり203～447円 ③その他の生活支援サービス(栄養改善配食) 1食当たり520円(住民税課税世帯の方) 1食当たり410円(住民税非課税世帯の方) ※基本的な額(1割負担の場合の額など)以外にサービスの利用内容によって加算などが必要になる場合があります。	次のいずれかに該当し、サービスの必要性が認められる方 ①要支援1・2の認定を受けている方 ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた高齢者		・長寿支援課 (支援係) ・地域包括支援センター (P.23)
介 護 予 防 教 室	要介護状態等になることを予防するため、運動、口腔、栄養機能等の向上を目的とした運動や介護予防に関する知識の普及・啓発等を行う教室を開催する。 【利用回数】5～15回程度 【利用者負担】1教室 500円	65歳以上の方で、医師から教室に参加することを止められていない方		・長寿支援課 (支援係)
生活支援短期宿泊 (ショートステイ)	在宅での生活が一時的に困難な高齢者に、養護老人ホーム等への短期間入所を通じ、生活指導等のサービスを提供する。 【利用者負担】 1人1日につき340円に食事代及び 居住費を合わせた額 (住民税非課税世帯は700円減額)	介護保険制度の給付の対象とならないおおむね65歳以上の方で、家族の事故、出張等により在宅での生活が一時的に困難である方		・長寿支援課 (支援係) ・地域包括支援センター (P.23)
高 齢 者 特 別 給 付 金	外国籍であったため、制度的に年金に加入できず、年金給付が受けられない方で、下関市に住民登録をしている無年金外国人高齢者に特別給付金を支給する。 月額 10,000 円	大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた方のうち、永住許可又は特別永住資格を受けている方(生活保護受給者は除く。本人、扶養義務者の所得制限により支給できない場合あり。)		・長寿支援課 (施設係)
生 活 支 援 ハ ウ ス	独立して生活することに不安のある高齢者に、住居、緊急時の対応、地域住民との交流の場等を提供する。 【利用者負担】 本人の収入に応じて負担 (別に光熱水費等の実費負担有り)	おおむね60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方		・長寿支援課 (施設係) ・ねぎぼうず (P.26)

1 高 齢 者 福 祉

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
外 出 支 援 サ ー ビ ス	市内及び近隣市町への通院などの外出を、移送車両により支援する。 週1回まで 【利用者負担】 基本料 200 円 / 30分 待機料 200 円 / 30分 燃料費 100 円 / 10km	菊川・豊田・豊浦・豊北の各総合支所管内に在住している方で、65歳以上又は身体の障害等の理由により、公共交通機関の利用が著しく困難な、日常的に車いす又はストレッチャーを使用している方		・各総合支所 市民生活課
福祉はり・きゅう 施 術 費 の 助 成	国民健康保険加入者を除く70歳以上の方に、1日1回、月4回を限度として、施術費の一部を助成する。 【助成額】 1術(はり又はきゅう)及び2術(はり及びきゅう)ともに900円	70歳以上の方(国民健康保険加入者を除く。)		・長寿支援課 (支援係) ・各総合支所 市民生活課
福 祉 あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 施 術 費 の 助 成	70歳以上の方に、1日1回、年12回を限度として、施術費の一部を助成する。(申請月により利用できる回数が異なります。) 【助成額】1回 700円	70歳以上の方		・長寿支援課 (支援係) ・各総合支所 市民生活課
障害者控除対象者 認 定 書 の 交 付	所得税及び住民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付する。	障害者手帳等を有しないが、精神又は身体の障害の程度が障害者に準ずると認められる65歳以上の方	・対象者の介護保険被保険者証 ・対象者の親族が申請する場合は、申請者の身分証明書	・長寿支援課 (支援係) ・各総合支所 市民生活課
高 齢 者 の 補 聴 器 購 入 費 助 成	高齢者の認知症の予防及びフレイル予防を目的として、補聴器の購入費用の一部を助成する。 【助成額】 購入費の1/2の額(上限3万円)	次の要件をすべて満たす65歳以上の方 ・補聴器の利用を希望する本人が住民税非課税 ・耳鼻咽喉科にて中等度難聴で補聴器の使用が必要と認められた方 ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと ・過去5年の間に本制度の助成を受けていないこと	・申請書 ・医師の意見書 ・見積書の写し	・長寿支援課 (支援係) ・各総合支所 市民生活課

2 心身障害者（児）福祉

市外局番 (083)

(注) 高齢者福祉の項も参照してください

名 称		概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
身体障害者相談		身体障害者(児)の日常生活、就労、社会参加等ついて、相談を行う相談員を福祉プラザしものせきに常駐させる。	身体障害者(児)		・ 下関市身体障害者 団体連合会 231-9269 (FAX) 224-2302
身体障害者手帳		身体障害者(児)が各種の援助を受けるために必要な手帳 (障害の程度により1級～6級に等級が定められている。)	身体に障害がある人	・ 写真2枚 (縦4cm×横3cm) ・ 医師の 診断書・意見書 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (給付係) ・ 各総合支所 市民生活課
療 育 手 帳		知的障害者(児)が各種の援助を受けるために必要な手帳 (障害の程度によりA、Bに区分されている。)	知的障害者更生相談所等 において知的障害者(児) と判定された人	・ 写真1枚 (縦4cm×横3cm) ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (給付係) ・ 各総合支所 市民生活課
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		精神障害者(児)が各種の援助を受けるために必要な手帳 (障害の程度により1級～3級に等級が定められている。)	一定の障害にあると都道府県知事が認定したもの	・ 写真1枚 (縦4cm×横3cm) ・ 医師の診断書若しくは障害年金の証書 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 健康推進課 (精神難病支援係) ・ 豊浦保健センター ・ 豊田保健センター ・ 菊川保健センター ・ 豊北保健センター
自立支援給付(サービス費用の一部を支給・利用者負担は基本的に1割)	居 宅 介 護 重度訪問介護	在宅で介護や家事などの日常生活の援助を行う。	・ 障害者(児) ・ 難病患者等	・ 身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者 保健福祉手帳等 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (支援係) ・ 各総合支所 市民生活課
	短 期 入 所	障害者(児)を自宅で介護する人が病気等で一時的に介護ができなくなった場合に、夜間を含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	※介護保険対象者は 介護保険制度優先		
	同 行 援 護	移動に著しい困難を有する視覚障害者(児)が外出する際の必要な援助を行う。	視覚障害者(児)		
	行 動 援 護	移動に著しい困難を有する知的・精神障害者(児)が外出する際の必要な援助を行う。	知的・精神障害者(児)		
	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。	・ 障害者 ・ 難病患者等		
	生 活 介 護	常時介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等とともに創作的活動や生産活動機会を提供する。			
	自 立 訓 練 (機 能 訓 練) (生 活 訓 練)	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上に必要な訓練を行う。			
	就労移行支援 就労継続支援	一般企業への就労を希望する人又は就労が困難な人に働く場を提供し、知識及び能力向上に必要な訓練を行う。			
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された方に、助言や相談を行う。			
	自立生活援助	居宅における自立した生活を営む上で必要な助言や相談を行う。			
	グ ル ー プ ホ ー ム	地域で共同生活を営む障害者に、食事の提供等の日常生活上の支援を行う。			
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。				

2 心身障害者（児）福祉

市外局番 (083)

(注) 高齢者福祉の項も参照してください

名 称		概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
自立支援給付	自立支援医療 (更生医療) の 給 付	身体障害者の身体上の障害を除去又は軽減 するための医療を給付する。	1 8 歳以上の身体障害者	・ 身体障害者手帳 ・ 医師の意見書 ・ 医療保険情報の 確認できるもの ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (給付係) ・ 各総合支所 市民生活課 ※自立支援医療(育 成医療・精神通院医 療)については下記 にお問い合わせくだ さい。 《育 成 医 療》 健康推進課 231-1447 《精神通院医療》 健康推進課 231-1419
	補 装 具	身体障害者(児)等に対し、身体上の障害を補 う補装具の購入・修理又は借受に必要な費 用の一部を支給する。 [義肢・装具・車椅子・補聴器等] (世帯の課税状況により本人負担あり)	・ 身体障害者(児) ・ 難病患者等 (障害内容等により対象と なる補装具が異なります。) ※原則として、介護保険 と重複する装具は介護保 険制度が優先	・ 身体障害者手帳 ・ 医師の意見書 (種目によっては 必要な場合有り) ・ 見積書 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (給付係) ・ 各総合支所 市民生活課
障害児通所支援	児 童 発 達 支 援	障害児に、施設等において、生活訓練、社 会適応訓練等の療育指導を行う。	障害児等(未就学児)	・ 身体障害者手 帳、療育手帳又 は精神障害者保 健福祉手帳等 ・ 医師の意見書等 ・ 市民税課税証明 等 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (支援係) ・ 各総合支所 市民生活課
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校授業終了後又は休業日において、放課 後等の居場所づくりや生活能力向上の訓練 や交流の場を提供する。	障害児等(就学児)		
	保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪 問し、集団生活への適応のための専門的支 援を行う。	障害児等		
地域生活支援事業(一部事業について利用者負担あり)	手 話 通 訳 者 の 設 置	聴覚障害者(児)等のコミュニケーションの確 保を図るため、手話通訳者を設置する。 ・ 下関市役所(障害者支援課)1 人 ・ 社会福祉協議会 2 人 ※各総合支所及び4支所(彦島、長府、勝 山、川中)の窓口では、タブレット端末を 使って手話通訳者が行政手続や相談などの サポートを行う遠隔手話通訳が利用できま す。	・ 聴覚障害者(児) ・ 音声言語機能障害者(児)		・ 障害者支援課 (給付係) ・ 下関市社会福祉 協議会 (地域福祉課 地域支援係) 232-2002
	要 約 筆 記 者 等 ・ 休 日 夜 間 手 話 通 訳 者 等 の 派 遣	難聴等のために手話や要約筆記を必要とす る場合に、手話通訳者・要約筆記者等を派 遣する。	・ 聴覚障害者(児) ・ 音声言語機能障害者(児)		・ 障害者支援課 (給付係)
	盲 ろ う 者 向 け 介 助 員 の 派 遣	盲ろう者の方が、指文字や点字等を必要と する場合に通訳・介助員を派遣する。	視覚障害者(児)であり、 聴覚障害者(児)でもある 方(どちらか一方が2級 以上の方)		・ 障害者支援課 (給付係)
	日 常 生 活 用 具 の 給 付	重度身体障害者(児)等に対し、日常生活を円 滑にするための用具購入に係る費用の一部 を支給する。 ・ ストマ用装具 ・ 電気式たん吸引器 ・ 視覚障害者用拡大読書器 ・ ネブライザー等	・ 身体障害者(児) ・ 難病患者等 (用具の種目により対象と なる障害や等級が異なり ます。) ※介護保険と重複する用 具は介護保険制度が優先	・ 身体障害者手帳 ・ 見積書 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (給付係) ・ 各総合支所 市民生活課
	重度障害者入 院時コミュニ ケーション支 援 事 業	意思疎通が困難でかつ介護者がいない障 害者(児)が入院する場合に、日頃から本人を介 護し、本人の意思を医療従事者に伝えるこ とができる者を病院に派遣し、医療従事者 との意思疎通の円滑化を図る。	発語困難等によりコミュ ニケーション支援が必要 な障害者(児)	・ 障害福祉サービ スの受給者証 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 (支援係) ・ 各総合支所 市民生活課

2 心身障害者（児）福祉

（注）高齢者福祉の項も参照してください

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
地域生活支援事業（一部事業について利用者負担あり）	点 字 図 書 の 給 付	視覚障害者(児)	・ 身体障害者手帳 ・ 点字図書発行 証明書	・ 障害者支援課 （給付係） ・ 各総合支所 市民生活課
	移 動 支 援	・ 療育手帳の交付を受けて いる人 ・ 全身性障害 1 級、2 級 ・ 精神障害者 ・ 難病患者等	・ 身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳等 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （支援係） ・ 各総合支所 市民生活課
	障 害 者 デ イ サ ー ビ ス	障害者の社会参加を促進するため、 日中における創作的活動又は生産活動の機 会を提供する。	・ 身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （支援係） ・ 各総合支所 市民生活課
	日 中 シ ョ ー ト	障害者(児)を自宅で介護する人が病気や就労 等で一時的に介護ができなくなった場合 に、日中における預かりや活動の場を提供 する。	・ 身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （支援係） ・ 各総合支所 市民生活課
	訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	65歳未満の、介護保険給付の対象となら ない在宅のねたきりの重度身体障害者(児)の いる家庭に訪問入浴車を派遣して、入浴の 介助を行う。	・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級のねたきりの人 ・ 医師の診断書 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （支援係）
	重度訪問介護 利用者の大学 等 修 学 支 援	重度障害者の大学等への修学支援として、 学校敷地内等で必要な身体介護等のサービ スを提供する。	・ 障害福祉サービ スの受給者証 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （支援係）
	重 度 障 害 者 等 一 般 就 労 支 援 事 業	重度障害者等に対する就労支援として、通 勤時の支援や職場での身体上の支援を行 う。（障害者雇用納付金制度に基づく助成 金による支援の部分を除く。）	・ 障害福祉サービ スの受給者証 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （支援係）
	障害者（児）緊 急一時支援事業	障害者（児）の家族（介護者）の方が急病 や冠婚葬祭への出席等の理由により、在宅 での生活が困難となった場合に、緊急で宿 泊又は日帰りの支援を行う。 （世帯の課税状況により自己負担あり） （緊急時に受入支援をする事業所を事前に 調整するため、事前登録が必要）	・ 身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳	・ 障害者支援課 （権利擁護係） 《事前登録先》 ・ 下関市基幹相談 支援センター 231-1959
	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 の 助 成	身体障害者が自動車運転免許を取得するの に必要な費用の一部を助成する。 （自動車学校入校の前に申請のこと） 助成額：対象経費の1/2 （限度額10万円）	・ 身体障害者手帳 ・ 適性試験合格証 等	・ 障害者支援課 （給付係） ・ 各総合支所 市民生活課
	自 動 車 改 造 費 の 助 成	身体障害者が所有し運転する自動車の操向 装置等を改造するのに必要な費用の一部を 助成する。 （改造前に申請のこと） 限度額 100,000 円	・ 免許証 ・ 身体障害者手帳 ・ 見積書 ・ マイナンバーの 確認できるもの	・ 障害者支援課 （給付係） ・ 各総合支所 市民生活課
	軽度・中等度 難聴児補聴器 購 入 費 等 の 助 成	身体障害者手帳の交付対象でない18歳未 満の児童に対し、補聴器を購入又は修理に 必要な費用の一部を助成する。 助成額：対象経費の2/3	・ 見積書 ・ 医師の意見書 （補聴器購入時の 場合のみ）	・ 障害者支援課 （給付係） ・ 各総合支所 市民生活課

2 心身障害者（児）福祉

（注）高齢者福祉の項も参照してください

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
福 祉 タ ク シ ー の 助 成	心身障害者に対し、タクシー料金の一部を助成する。 原則として、年1冊(48枚綴り)交付 (1回の乗車につき1枚を使用し500円を助成)	・身体障害者手帳 1級～3級 ・療育手帳A ・精神障害者保健 福祉手帳1級	・身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
医 療 費 の 助 成 (カ ク 福)	重度心身障害者(児)が要した医療費の一部負担金を助成する。 (所得制限及び入院期間による助成制限あり)	・身体障害者手帳 1級～3級 ・療育手帳 A ・精神障害者保健 福祉手帳1級 ・障害基礎年金1級 ・特別児童扶養手当 1級等	・身体障害者手帳 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳 ・年金証書 ・特別児童扶養手 当証書等 ・医療保険情報の 確認できるもの ・マイナンバーの 確認できるもの	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度 (山 口 県 制 度)	心身障害者(児)の保護者(加入者)が死亡し、又は一定の障害の状態となったとき、心身障害者(児)に対し、年金を支給する。 月額 20,000 円 (1口加入) 又は 40,000 円 (2口加入) (掛金は加入時の年齢に応じて異なる)	・身体障害者手帳 1級～3級 ・知的障害者 ・精神障害者 等	・印鑑 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健 福祉手帳 ・加入者と障害者 (児)の住民票(県内在 住者は不要)	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度 の 掛 金 の 助 成	上記制度の加入者に対し、掛け金の一部を助成する。 (市民税課税額により制限あり)	上記制度に加入している 市内在住者	・加入証書 ・県発行の納入通 知書	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
特 別 障 害 者 手 当 の 給 付	20歳以上で一定の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度心身障害者に対し、手当を支給する。 (所得制限あり) 月額 29,590円	重度の重複障害者等 (施設入所者等を除く)	・専用診断書 ・受給者名義の通 帳 ・マイナンバーの 確認できるもの ・非課税年金受給 者はその金額が 確認できる通帳 等	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
障 害 児 福 祉 手 当 の 給 付	20歳未満で一定の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度心身障害児に対し、手当を支給する。 (所得制限あり) 月額 16,100円	重度の心身障害児 (施設入所者等を除く)	・専用診断書 ・受給者名義の通 帳 ・マイナンバーの 確認できるもの	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
重 度 心 身 障 害 児 養 育 手 当 の 給 付	20歳未満の心身障害児の保護者（本市に引き続き1年以上居住する）に対し手当を支給する。 年額 24,000円	身体障害者手帳1級、2 級又は療育手帳A又はB の中程度の判定を受けた 20歳未満の児童の養育 者	・身体障害者手帳 又は療育手帳 ・保護者名義の通 帳	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
特 別 児 童 扶 養 手 当 の 給 付	20歳未満の在宅の心身障害児を養育している方に対し、手当を支給する。 (所得制限あり) 1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円	中度以上の心身障害児の 養育者 (施設入所者等を除く)	・戸籍謄本 ・専用診断書 ・受給者名義の通 帳 ・身体障害者手帳 又は療育手帳 ・マイナンバーの 確認できるもの	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課
重 度 障 害 者 特 別 給 付 金	在日外国人等で年金に加入することができなかったため、障害基礎年金等を受けることができない人に対し、特別給付金を支給する。 月額 20,000 円	・身体障害者手帳1級及び 2級 ・療育手帳A ・昭和57年当時20歳に 達していた人で、それ以 前に発病していた人	・身体障害者手帳 等	・障害者支援課 (給付係) ・各総合支所 市民生活課

2 心身障害者（児）福祉

市外局番 (083)

(注) 高齢者福祉の項も参照してください

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
J R、私鉄、 バス、航空運賃 の 割 引	J R、県内私鉄の普通旅客運賃及び 急行料金の一部を割り引く。 ・ 県内バス運賃の一部を割り引く。 ・ 国内航空運賃の一部を割り引く。 (割引率等は各利用会社に問合せのこと)	* J R、私鉄 ・ 第1種心身障害者(児)と その介護者 ・ 第2種心身障害者(児) ・ 精神障害者保健福祉手帳 所持者 (顔写真付きで第 1種及び第2種の記載が ある手帳に限る) * バス ・ 第1種心身障害者(児)と その介護者 ・ 第2種心身障害者(児) ・ 精神障害者保健福祉手帳 所持者 * 航空(いずれも満12歳 以上) ・ 第1種心身障害者(児)と その介護者 ・ 第2種心身障害者(児) * 航空 (定期航空路線国内 線) ・ 精神障害者保健福祉手帳 所持者(満12歳以上)と その介護者1名 ※手帳は顔写真付きの ものに限る	・ 身体障害者手帳、 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳	・ 利用各社
タ ク シ ー 料 金 の 割 引	県内の各タクシー会社を利用する際、 タクシー料金の10%を割引	・ 身体障害者(児) ・ 知的障害者(児)	・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳	・ 各タクシー会社
有料道路通行料金 の 割 引	通行料金が通常料金の半額になる。	・ 身体障害者が自ら自動車 を運転する場合 ・ 第1種心身障害者(児)が 乗車し、その移動のため に介護者が自動車を運転 する場合 ※営業用を除く	・ 身体障害者手帳 又は療育手帳(A のみ) ・ 運転免許証(第2 種身体障害者の み) ・ 自動車検査証(自 動車を登録する場 合、又はETC割引 希望者) ・ ETC割引希望者は ETCカード(原則 本人名義)、ETC 車載機セットアップ 申込書又は証明書	・ 障害者支援課 (給付係) ・ 各総合支所 市民生活課
N H K 放 送 受 信 料 の 減 免	身体、知的又は精神障害者(児)がいる世帯 のNHK放送受信料を全額又は半額免除す る。	* 全 額 - 身体、知的又は精神障害者 (児)を構成員に有する市民税 非課税世帯 * 半 額 - 契約者及び世帯主が下記の 障害者(児) ・ 視覚障害(全等級) ・ 聴覚障害(全等級) ・ 視覚障害もしくは 聴覚障害以外の身体障害 (1、2級) ・ 知的障害(A) ・ 精神障害(1級)	・ 印鑑 ・ 身体障害者手帳、 療育手帳又は 精神障害者保健 福祉手帳	・ 障害者支援課 (身体・知的) ・ 健康推進課 (精神) ・ 各総合支所 市民生活課 (身体・知的)
体 育 施 設 使 用 料 の 減 免	体育施設の使用料のほか、施設内の照明、 冷暖房及び体育器具の使用料など、各施設 の条例で定められた使用料を全額減免す る。	・ 身体障害者手帳、療育手 帳、精神障害者保健福祉 手帳、戦傷病者手帳、い ずれかの交付を受けてい る者 ・ その障害が上記に該当す る者と同等と認められる 者 ・ 介助者	・ 身体障害者手帳等 ※障害者手帳アプリ 「ミライロID」の利 用も可	・ 各体育施設
車 椅 子 の 貸 与	車椅子を利用したいという人のために、1 カ月を限度として、車椅子を貸与する。 (無 料)	外出・外泊・旅行等の 一時的な利用の方		・ 下関市社会福祉 協議会 (地域福祉課 地域支援係) 232-2002

2 心身障害者（児）福祉

（注）高齢者福祉の項を参照してください

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
外 出 支 援 サ ー ビ ス	4ページの高齢者福祉「外出支援サービス」をご覧ください。			
緊 急 通 報 シ ス テ ム	1ページの高齢者福祉「緊急通報システム」をご覧ください。			
配 食 サ ー ビ ス	2ページの高齢者福祉「配食サービス」をご覧ください。			

名 称		概 要	対 象	申 請 等 必 要 な も の	問 合 せ 先
家庭児童相談		専門の相談員が、こども及び家庭のことについて、相談・支援を行う。	18歳未満のこどもに関する相談		・ こども家庭支援課 (こども家庭センター) 専用 231-1980
母子父子寡婦福祉資金の貸付		母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金を貸付ける。	母子家庭、父子家庭及び寡婦等	・ 事前面談にて案内	・ こども家庭支援課 (相談支援係)
医療費の助成	乳幼児医療費の助成	乳幼児に要した医療費の自己負担分を助成する。	義務教育就学前のこども	・ 本人確認書類 ・ 健康保険加入が確認できるもの ・ マイナンバー確認書類 ・ その他(必要に応じて提出していただく書類があります。)	・ こども家庭支援課 (給付係)
	子ども医療費の助成	小学生・中学生の医療費の自己負担分を全額助成する。 高校生等の入院医療費の自己負担分を全額助成する。	小学生・中学生・高校生等	・ 新規・更新申請は原則として不要 ・ 高校生等の入院医療費の助成は払戻しの手続きが必要	
	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親(母子・父子)家庭及び父母のないこどもに要した医療費の自己負担分を助成する。 (所得制限あり)	・ 18歳に達した最初の3月31日までのこどもとその母又は父 ・ 18歳に達した最初の3月31日までの父母のいないこども等	・ 本人確認書類 ・ 健康保険加入が確認できるもの ・ 遺族年金証書、児童扶養手当証書、戸籍謄本等 ・ マイナンバー確認書類 ・ その他(必要に応じて提出していただく書類があります。)	
	未熟児養育医療費の助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する。	出生の体重が2,000g以下又は生活力が薄弱で定められた症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満児	・ 養育医療給付申請書 ・ 養育医療意見書 ・ 世帯調書 ・ 同意書 ・ マイナンバー確認書類 ・ その他(必要に応じて提出していただく書類があります。)	・ 健康推進課 (母子保健係)
児童手当の給付		3歳未満 第一子、第二子 月額15,000円 第三子以降 月額30,000円 3歳以上～高校生年代まで 第一子、第二子 月額10,000円 第三子以降 月額30,000円 ※所得制限は撤廃	18歳に達した最初の3月31日までのこども	・ 本人確認書類 ・ マイナンバー確認書類 ・ 預金通帳	・ こども家庭支援課 (給付係)
児童扶養手当の給付		父か母と生計を共にしていない又は父か母が一定の障害の状態にあるこどもを養育している方に対し、手当を支給する。 (所得制限あり) ・ こども1人…月額46,690円(上限) ・ こども2人目以降1人につき…上記月額に11,030円が加算(上限)	18歳に達した最初の3月31日までのこども(心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は20歳未満)	・ 本人確認書類 ・ 戸籍謄本(母とこども等) ・ 年金手帳 ・ マイナンバー確認書類 ・ 預金通帳 ・ その他(必要に応じて提出していただく書類があります。)	・ こども家庭支援課 (給付係)

3 児 童 福 祉

市外局番 (083)

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
特 別 児 童 扶 養 手 当 の 給 付	8ページの心身障害者（児）福祉「特別 児童扶養手当の給付」をご覧ください。			
多 子 世 帯 副 食 費 軽 減 業 事	第3子以降の児童について、保育所・認定 こども園における副食費を月額上限の 範囲内で助成する。 〈副食費助成額〉 保育所・認定こども園の副食費の1/2 (月額2,450円が上限)	下記の全てに該当す る方 ①同一生計きょうだ いのうち第3子以降 に該当する扶養児童 ②下関市の認定児童 (2号認定)で、当 該年度の4月1日時 点の年齢が3歳以上 ③世帯の市民税所得 割額が97,000円未満 (階層がD4～D7)		・ 幼児保育課 (入園給付係)
第2子以降保育料 無 償 化 事 業	(認可保育施設等) 保育所・認定こども園(保育部分)・事 業所内保育事業等における第2子以降の 保育料を無償化する。 (認可外保育施設等) 以下のサービスを利用した場合の利用料 を無償化(月額上限有・償還払)する。 ・企業主導型保育施設を含む認可外保育 施設 ・一時預かり事業(認可保育施設を利用 している場合は不可。) ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 (幼稚園等) 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の 満3歳児クラスで教育標準時間以外での 預かり保育を利用する場合の利用料を無 償化(月額上限有・償還払)する。	同一生計のきょうだ いのうち第2子以降 に該当する扶養児童	(認可保育施設等) 手続き不要 (認可外保育施設 等、幼稚園等) ・申請書 ・保育を必要とする 理由を証する書類 ・口座振込先指定届 ・口座番号のわかる ものの写し ※サービス利用開始 前に要手続き。	・ 幼児保育課 (入園給付係)
フ ァ ミ リ ー サ ポ ー ト セ ン タ ー	育児の援助を受けたい者(依頼会員)と 育児の援助を行いたい者(提供会員) が、それぞれ会員となり、提供会員は依 頼会員に対して有償ボランティアとして 援助活動を行う。 【会員登録】無 料 【報酬基準額】子ども1人1時間当たり 800円、兄弟姉妹のうち2人目以降半額	・ 援助対象 0歳から小学校6 年生まで ・ 依頼会員 援助対象の子ども がいる者 ・ 提供会員 18歳以上の者	・ 本人確認の書類 (免許証など) ・ 写真1枚 (縦3cm×横2.5cm) [提供会員のみ]	・ 子育て政策課 (支援政策係) ・ ファミリー サポートセンター 233-7632

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
子育て支援短期 入所生活援助事業 (ショートステイ)	保護者が病気や出産、冠婚葬祭等により一時的な児童の養育が困難となった家庭の児童又は母子等を下記の施設等で預かります。原則、7日以内 主に2歳未満 乳児院なかべ学院 主に2歳以上 下関大平学園、養護施設なかべ学院	18歳未満の下関市内に住所のある者	・申請理由を証するもの	・子育て政策課 (支援政策係)
子育て支援夜間 養護等事業 (トワイライトステイ)	保護者が恒常的な残業や夜間・休日に不在の場合等の事由によって家庭で児童を養育できなくなったとき、その児童を下記の施設等で預かります。 主に2歳未満 乳児院なかべ学院 主に2歳以上 下関大平学園、養護施設なかべ学院 【夜間養護】17時から22時まで 【宿 泊】22時から翌朝8時まで 【休日預かり】日曜日・祝日の日中 (8:00～18:00まで)	18歳未満の下関市内に住所のある者	・申請理由を証するもの	・子育て政策課 (支援政策係)
保 育 所 認 定 こ ど も 園 地域型保育事業所	保護者の就労や社会的事由等によって保育の利用を必要とする児童を保育する。	保育を必要とする 未就学児童	※希望する園に提出 ・認定申請書 ・児童状況確認書 ・保育を必要とする理由を証する書類 ・マイナンバーの確認できるもの	・幼児保育課 (入園給付係) ・各総合支所 市民生活課
ホ リ デ イ 保 育	保護者が日曜日及び祝日に常態的に勤務等の都合で家庭で保育できない児童を保育する。	保育園・認定こども園に通園又は家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用して いる児童(保育認定を受けている児童に限る)	・就労証明書	・幼児保育課 (管理係) ・中央こども園 (P.30) ・王司保育園(P.29) ・でしまつ子ども園 (P.30)
一 時 預 かり 事 業	保護者の就労や社会的事由等によって家庭での保育が困難になった児童を、緊急・一時的に保育する。 (週3日程度、月12日以内) 【保育時間】8:30～17:00(公立園) 私立園は各園が定めた時間	市内に居住している 未就学児童(保育所・認定こども園に通っていない児童に限る)		・幼児保育課 (入園給付係) ・各保育所 ・各認定こども園 (P.29～30) ・各総合支所 市民生活課
病 児 保 育	保護者が仕事などの理由で、家庭での病児の保育が困難な期間、一時的に安静の確保のために施設で預かる。	0歳から小学校6年生までの病児		・すこやかルーム 245-5691 ・わかば病児保育所 233-0548 ・おひさま キッズハウス 256-2865 ・病児保育室 ここいえ 250-9876 ・子育て政策課 (支援政策係)

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
子 育 て (家 庭) 支 援 セ ン タ ー	地域の子育て家庭の育児不安等について、相談指導を行うとともに、子育てサークルへの支援等を行う。	乳幼児と保護者等		・ 各支援センター (P.31)
児 童 館	児童への健全な遊びの提供を通じて、健康を増進し、又は情操を豊かにする。	保護者等が同伴している幼児又は小学校の児童		・ ゆたか児童館 253-8281 ・ ひかり童夢 229-0980 ・ ひこまる 266-3321 ・ 宇賀児童館 776-0001
ふくふくこども館	「次代を担う子どもたちを多世代で育む」を基本コンセプトとした子育て支援拠点施設。プレイランド、交流スペース・クリエイティブランド、多目的室(有料)、こども一時預かり室(有料)、相談室がある。	乳幼児と保護者等		・ ふくふくこども館 227-2581 (FAX) 227-2583
ブ ッ ク ス タ ー ト 業 事	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心安らぐ楽しい語り合いの一時を持つことを応援するため、健康診査受診時に読み聞かせを行い、絵本をプレゼントする。	1 歳 6 ヶ 月 児 健康 診 査 受 診 者 と そ の 保 護 者	・ 母子健康手帳	・ 子育て政策課 (支援政策係)
助 産 施 設	経済的理由によって入院助産を受けることが困難な妊産婦を入院させ、分娩の費用を助成する。 (所得制限あり)	妊産婦	・ 母子健康手帳 ・ マイナンバー 確認書類及び 本人確認書類	・ こども家庭支援課 (相談支援係)
母子生活支援施設	母子家庭の母子等を入所させ、これらの者を保護するとともに、母子の自立を支援する。	1 8 歳 未 満 (高 校 生 は 卒 業 ま で) の こ ど も を 養 育 す る 母 子 家 庭 の 母 子 等	・ マイナンバー 確認書類及び 本人確認書類	・ こども家庭支援課 (相談支援係)
こ ど も 発 達 セ ン タ ー 一	在宅の心身障害児に対し通所で日常生活訓練・機能回復訓練等を行う。福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」及び通園訓練事業「キッズハウス」がある。	・ 「はたぶ園」 6 歳 以 下 の 未 就 学 児 ・ 「キッズハウス」 3 歳 以 下 の 児 童 と そ の 保 護 者	・ マイナンバー 確認書類及び 申請者確認書類	・ こども 発達センター 233-9850 (FAX)233-9851
こ ど も 発 達 セ ン タ ー ど ー な つ	児童発達支援「どーなつ」	6 歳 以 下 の 未 就 学 児	・ マイナンバー 確認書類及び 申請者確認書類	・ こども発達 センターどーなつ 242-4141 (FAX)242-4142
こ ど も 発 達 セ ン タ ー 豊 浦	児童発達支援「どんぐり」 放課後デイサービス「くすのき」	・ 「どんぐり」 6 歳 以 下 の 未 就 学 児 ・ 「くすのき」 就 学 児	・ マイナンバー 確認書類及び 申請者確認書類	・ こども 発達センター豊浦 227-3110 (FAX)227-3111
障 害 児 (者) 療 育 支 援 事 業	在宅障害児(者)とその家族を支援するため、障害児(者)施設に在宅福祉のコーディネーターを配置し、在宅療育等に関する相談・指導各種福祉サービスの提供の援助等を行う。	在宅障害児(者) 又は保護者		・ こども 発達センター 233-9850 (FAX)233-9851

4 国民健康保険

名 称		概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
保 健 事 業					
健 康 診 断	特定健康診査	生活習慣病の予防を目的とした健診で、市内の協力医療機関で受診する。 【本人負担額】 無 料	40歳以上の国民健康保険加入者（該当年度の4月1日現在で資格のある者には、受診券が送付される。）	・マイナ保険証 または資格確認書等 ・特定健診受診券	・保険年金課 （給付係） ・各総合支所 市民生活課
	特定保健指導	生活習慣の改善に向けて本人が自ら目標を設定し、行動できるよう支援する。	特定健診の結果、生活習慣病発症リスクがあった者	・マイナ保険証 または資格確認書等 ・特定保健指導利用券	
	外来人間ドック	国民健康保険加入者に対し、年度に1回を限度として、受診料の一部を助成する。 【本人負担額】 ・標準コース 11,660円～ ・脳ドック付きコース 下関市立市民病院 19,760円 関門医療センター 19,530円 下関医療センター 19,110円 山口県済生会豊浦病院 18,140円	受診日時点で35歳以上の国民健康保険加入者	・マイナ保険証 または資格確認書等	
	歯周病健診	国民健康保険加入者に対し、年度に1回を限度として、受診料を助成する。 【本人負担額】 無 料	年度末年齢19歳以上の国民健康保険加入者	・マイナ保険証 または資格確認書等	
	はり・きゅう 施術費の助成	国民健康保険加入者に対し、1日1回、月4回を限度として、施術費の一部を助成する。 （マッサージ・往診料を除く） 【助成額】 1術（はり又はきゅう）及び2術（はり及びきゅう）ともに900円	国民健康保険加入者	・利用者のマイナ保険証または資格確認書等 ・来庁者の本人確認書類	

◎「マイナ保険証または資格確認書等」には、現行の保険証（有効期限内のものに限る）を含みます。

5 介護保険

名 称	概 要	対 象	申 請 等 に 必 要 な も の	問 合 せ 先
高額介護（予防）サービス費の支給	同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が上限額を超えたときは、申請により超えた金額を「高額介護（予防）サービス費」として後日支給する制度です。 ※所得に応じて利用者負担段階区分があり、それぞれ月額の上限額が異なります。	介護サービスを利用した際に、介護保険負担割合証に記載された負担割合に基づいて負担する利用者負担額が対象 ※対象とならない利用者負担額もあります。	・介護保険被保険者証 ・通帳等、振込先がわかる書類 （詳細はお問合わせください。）	・介護保険課（給付係） ・各総合支所 市民生活課
負担限度額認定	介護福祉施設入所者（ショートステイ含む）の「食費」と「居住費（滞在費）」については、介護保険給付の対象外のため全額利用者負担となりますが、所得が低いかつ資産の額が一定以下の方の施設利用が困難とならないよう、利用者負担の減額の制度が設けられています。	介護福祉施設入所者（ショートステイ含む） ※本人及び世帯員全員が非課税であることのほか、資産要件などの認定要件があります。	・介護保険被保険者証 ・本人及び配偶者の預貯金等の金額がわかる全ての書類 （詳細はお問合わせください。）	・介護保険課（給付係） ・各総合支所 市民生活課
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行う場合、20万円を上限に費用の1割または2割、3割のいずれかを利用者が負担し、残りを介護保険から支給する制度です。	介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で住宅改修が必要と認められた場合	※工事着工前に事前申請が必要です。 ・理由書、見積書、写真等 （詳細はお問合わせください。）	・介護保険課（給付係） ・各総合支所 市民生活課
災害等による保険料の減免	1～4のいずれかに該当し、支払が困難であると認められた場合及び介護保険法第63条に該当する施設（刑務所等）にいた者について、保険料の減免を行う。 1 災害により住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場合 2 主たる生計維持者の死亡、長期入院により、収入が著しく減少した場合 3 主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合 4 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合	市が定めた要件に該当する者	・収入の確認ができるもの ・1～4に該当する場合は、その事実を証明できる書類（り災証明等） ・刑事施設等に入所の場合は、在所証明書 （詳細はお問合わせください。）	・介護保険課（賦課徴収係） ・各総合支所 市民生活課
保険料の減 特 別 軽	1～5の全てに該当する場合、第2段階または第3段階の方の保険料を第1段階相当額に軽減を行う。 1 介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階（市民税世帯非課税者）であること 2 前年の収入額が、1人世帯の場合90万円以下であること 2人以上の世帯の場合、1人世帯の90万円に1人につき45万円を加算した額以下であること 3 市民税課税者と生計を共にしていないこと 4 市民税課税者に扶養されていないこと 5 資産等を活用しても、なお、生活が困窮している状態と認められること （・預貯金の合計額が、1人世帯の場合150万円以下であること 2人以上の世帯の場合、1人世帯の150万円に1人につき45万円を加算した額以下であること ・原則として、居住用以外の土地家屋を所有していないこと）	市が定めた要件に該当する者	・収入、預貯金等の確認ができるもの （詳細はお問合わせください。）	・介護保険課（賦課徴収係） ・各総合支所 市民生活課

6 融 資 制 度

種 類	概 要	対 象	貸付限度額（円）	利率（年）	据置期間	償還期限	問 合 せ 先
母子 父子 寡 婦 福 祉 資 金	事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	3,580,000～ 5,370,000	年1% 又は 無利子	1年	7年 以内	こども家庭支援課 （相談支援係）
	事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	1,790,000	年1% 又は 無利子	6ヶ月	7年 以内	
	修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額 27,000～ 183,000 （学校等種別に より異なります）	無利子	6ヶ月	10年 以内	
	技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	・月額 68,000 ・運転免許 460,000	年1% 又は 無利子	1年	10年 以内	
	修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	・月額 68,000 ・運転免許 460,000	無利子	1年	6年 以内	
	就職支度資金	・母子家庭の母 又は児童 ・父子家庭の父 又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	110,000 （特別 340,000）	年1% 又は 無利子	1年	6年 以内	
	医療介護資金	・母子家庭の母 又は児童 ・父子家庭の父 又は児童 ・寡婦	・医療 340,000 （特別 480,000） ・介護 500,000	年1% 又は 無利子	6ヶ月	5年 以内	
	生活資金	・知識技能を習得している期間の生活に必要な資金 ・医療・介護を受けている期間の生活に必要な資金 ・生活安定期間（母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満）の生活の安定・維持に必要な資金 ・失業期間の生活に必要な資金 ・失業はしていないものの所得が激減した場合に必要な資金	月額 114,000 （技能習得期間中のみ141,000） 月額 114,000 月額 114,000 児童扶養手当に準拠した額（全部支給）の範囲内	年1% 又は 無利子	6ヶ月	5～10 年以内 8年 以内 5年 以内 10年 以内	
	住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	1,500,000 （特別 2,000,000）			6～7年 以内	

6 融 資 制 度

市外局番（０８３）

種 類	概 要	対 象	貸付限度額 (円)	利率 (年)	据置 期間	償還 期限	連帯 保証人	問 合 せ 先
母子父子寡婦福祉資金	転 宅 資 金	住宅の移転に際し、必要な資金	260,000	年1% 又は 無利子	6ヶ月	3年以内		こども家庭支援課 (相談支援係)
	就 学 支 度 資 金	教育機関又は修業施設に入学するために必要な資金	64,300~590,000 (学校等種別により異なります)	無利子	6ヶ月	5~10年以内		
	結 婚 資 金	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な資金	330,000	年1% 又は 無利子	6ヶ月	5年以内		
生活福祉資金	総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金							下関市社会福祉協議会 (地域福祉課 相談支援係) 232-2003
	生 活 支 援 費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上) 月200,000 (期間は原則3ヶ月以内) (単 身) 月150,000 (期間は原則3ヶ月以内)	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は1.5%	最終貸付日の翌月1日から6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも申込可	
	住 宅 入 居 費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000		貸付日の翌月1日から6ヶ月以内			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000					
	福祉資金 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用			連帯保証人を立てる場合は無利子	貸付日の翌月1日から6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも申込可	
	福 祉 費	生業を営むために必要な経費 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	4,600,000 技能を修得する期間が 6ヶ月程度 1,300,000 1年程度 2,200,000 2年程度 4,000,000 3年以内 5,800,000	連帯保証人がいない場合は1.5%		同上 8年以内		

種 類		概 要	対 象	貸付限度額 (円)	利率 (年)	据置 期間	償還 期限	連帯 保証人	問 合 せ 先
生活福祉資金	福祉資金	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	・低所得世帯 ・障害者世帯 ・高齢者世帯	2,500,000	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は1.5%	貸付日の翌月1日から6ヶ月以内	据置期間経過後7年以内	原則必要ただし、連帯保証人なしでも申込可	下関市社会福祉協議会 (地域福祉課相談支援係) 232-2003
		福祉用具等の購入に必要な経費		1,700,000			同上8年以内		
		障害者用自動車の購入に必要な経費		2,500,000			同上8年以内		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		5,136,000			同上10年以内		
		負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		・療養期間が1年を超えないときは1,700,000 ・1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000			同上5年以内		
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは1,700,000 ・1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000			同上5年以内		
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費		1,500,000			同上7年以内		
		冠婚葬祭に必要な経費		500,000			同上3年以内		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		500,000			同上3年以内		
		就職、技能習得等の支度に必要な経費		500,000			同上3年以内		
		その他日常生活上、一時的に必要な経費		500,000			同上3年以内		
	緊急小口資金			100,000	無利子	貸付日の翌月1日から2ヶ月以内	据置期間経過後12ヶ月以内	不要	
	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用								
	医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費が必要なとき								
	火災等被災によって生活費が必要なとき								
	年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき								
	会社からの解雇、休業等による収入減のために生活費が必要なとき								
	滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき								
	公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき								
	生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき								
	給与等の盗難によって生活費が必要なとき								
その他、これらと同等のやむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき									

6 融 資 制 度

市外局番（０８３）

種 類		概 要	対 象	貸付限度額 (円)	利率 (年)	据置 期間	償還 期限	連帯 保証人	問 合 せ 先
生活福祉資金	教育支援資金		低所得世帯		無利子	卒業年の4月1日から6ヶ月以内	据置期間経過後 20年以内	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)	下関市社会福祉協議会 (地域福祉課相談支援係) 232-2003
	教 育 支 援 費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学等に就学するのに必要な経費		(高校)月35,000 (高専)月60,000 (短大)月60,000 (大学)月65,000 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能					
	就 学 支 度 費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学等への入学に際し必要な経費		500,000					
	不動産担保型生活資金		低所得世帯		年3%、又は長期プライムレート のいずれか低い利率	契約の終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	必要(推定相続人の中から選任)	
	不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金							
	要 保 護 世 帯 向 け 不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		福祉事務所が算定した額				不要	
高 額 介 護 サ ー ビ ス 費 用 支 払 金	高額介護サービス費相当分の支払いに必要な資金	・ 下関市介護保険の被保険者資格を有し、高額介護サービス費等の支給を申請している者 ・ 低所得者（世帯全員が市民税非課税） ・ 介護サービス計画を作成している者	自己負担上限額を超える額	無利子	無		不要	下関市社会福祉協議会 (地域福祉課相談支援係) 232-2003	

相 談 内 容	相 談 先	電 話 番 号
生活のうえで困ったことや 悩みごとの相談	民生委員・児童委員	(事務局) 福祉部福祉政策課内 231-1418
生活・福祉総合相談	下関市社会福祉協議会(地域福祉課相談支援係)	232-2003
	下関市社会福祉協議会 菊川支所	287-0126
	下関市社会福祉協議会 豊田支所	766-0641
	下関市社会福祉協議会 豊浦支所	774-1122
	下関市社会福祉協議会 豊北支所	782-1745
心身障害者(児)の更生相談	山口県身体障害者福祉センター	山口 (083)925-2345
	山口県身体障害者更生相談所	山口 (083)902-2670
	山口県知的障害者更生相談所	山口 (083)902-2673
	山口県山口中央児童相談所	山口 (083)902-2189
	山口県下関児童相談所	223-3191
心身障害児の就学及び教育相談	山口県立下関総合支援学校 特別支援教育センター	258-3035
	教育委員会学校教育課	231-1570
こどもについての相談	山口県下関児童相談所	223-3191
	主任児童委員(福祉部福祉政策課)	231-1418
	こども家庭センター (こども未来部こども家庭支援課内)	妊娠・出産・乳幼児等に関すること 231-1447 子育ての不安・悩み等に関すること 231-1980
	子ども家庭相談員	
	ゆたか児童館内	253-8281
	ひかり童夢内	229-0980
	ひこまる内	266-3321
	親子ふれあい広場(市役所東棟1階)	227-2339
	ふくふくこども館	227-2582
	子育て支援センター指導員	
	聖母園子育て支援センター	267-1293
	でしまつ子ども園子育て支援センター	266-3700
	小月こども園子育て支援センター	282-1878
	勝山保育園子育て支援センター	256-8058
	豊北きらきらくども園子育て支援センター	786-2025
	ひえだ保育園子育て支援センター	253-0766
	子民家「こどもの宙(そら)」	246-7800
	子民家「こどものとなり」	250-9903
	「こどもはらっぱ」	250-9902
	もみじ幼稚園子育て支援センター	245-5412
	中央子育て支援センターわくわくクラブ	231-3203
	菊川子育て支援センターいちごキッズ	287-4609
	豊田子育て支援センターふきのとう	766-0145

7 相 談 業 務

市外局番 (083)

相 談 内 容	相 談 先	電 話 番 号
こどもについての相談	川棚子育て支援センターどらごんキッズ	772-2920
	豊北子育て支援センターばんびクラブ	782-0432
	なかべこども家庭支援センター「紙風船」	250-8721
ひとり親家庭等の相談	母子・父子自立支援員 (こども未来部こども家庭支援課内)	231-1358
女性相談 (配偶者等からの暴力による 相談を含む)	女性相談支援員(市民相談所内)	231-1156(内線 2125、2126)
	山口県男女共同参画相談センター	(相談専用) 山口 (083)901-1122
生活保護相談	福祉部生活支援課	生活支援課 231-1921~5 231-1506
生活困窮者の自立に向けての相談	生活サポートセンター下関 (福祉プラザしものせき内)	0120-150-873
健康相談、発達相談	唐戸保健センター	231-1233
	新下関保健センター	263-6222
	山陽保健センター	246-3885
	彦島保健センター	266-0111
	菊川保健センター	287-2171
	豊田保健センター	766-2041
	豊浦保健センター	772-4022
	豊北保健センター	782-1962
年金相談	下関年金事務所	222-5587
一般相談、特別相談 (弁護士による無料法律相談)	市民相談所	231-3730
身体障害者の日常生活、就労、社会参加等の相談	下関市身体障害者団体連合会	231-9269 (FAX) 224-2302
障害者(児)の各種相談	下関市障害者基幹相談支援センター	231-1959
	下関市障害者虐待防止センター	(FAX) 235-3210
	下関市障害者生活支援センター	228-3211 (FAX) 235-3210
	まんてんの星相談室	287-2877 (FAX)242-2875
	なごみの里相談支援センター	258-1122 (FAX) 227-4610
	支援センター ひえだ	251-6161 (FAX) 251-6177
	支援センター 一歩社	775-4171 (FAX) 775-4172
	はまゆう園相談室	782-1966 (FAX) 782-1520
	下関市こども発達センター	233-9850 (FAX) 233-9851
	相談支援事業所 フェニックス	256-5336 (FAX) 256-5025
	びれっじ	249-6095 (FAX) 249-6099
児童の発達障害等に関する相談	下関市こども発達センター	233-9850 (FAX) 233-9851
医療的ケア児とその家族の日常生活等の相談	山口県西部医療的ケア児支援センター	252-6041 (FAX) 252-2259

7 相 談 業 務

市外局番 (083)

相 談 内 容	相 談 先	電 話 番 号
高齢者についての介護（予防）・健康・福祉・医療等に関する相談	下関市本庁東部地域包括支援センター	250-6581 (FAX) 250-6582
	下関市本庁西部地域包括支援センター	250-8521 (FAX) 250-8561
	下関市本庁北部地域包括支援センター	255-1111 (FAX) 255-7717
	下関市彦島地域包括支援センター	266-6516 (FAX) 227-3112
	下関市長府地域包括支援センター	227-3151 (FAX) 248-3900
	下関市東部地域包括支援センター	249-2015 (FAX) 248-2830
	下関市川中地域包括支援センター	252-6223 (FAX) 252-2195
	下関市安岡・吉見地域包括支援センター	249-5015 (FAX) 249-6015
	下関市勝山・内日地域包括支援センター	227-2700 (FAX) 227-2701
	下関市菊川・豊田地域包括支援センター	287-2870 (FAX) 287-2873
	下関市菊川・豊田地域包括支援センター 豊田サブセンター	766-2710
	下関市豊浦地域包括支援センター	775-2941 (FAX) 775-2942
	下関市豊北地域包括支援センター	782-1904 (FAX) 782-1909

8 社会福祉施設等一覧表（老人福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
《老人福祉施設等》					
養護老人ホーム	陽光苑	(福)下関市社会福祉事業団	110	大字永田郷 158-1	286-2125
	(盲) 春光苑	(福)山口県盲人福祉協会	80	大字永田郷 440-3	286-7300
	松涛園	(福)豊北福祉会	50	豊北町大字神田上 1893	788-0026
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	貴船園	(福)恩賜財団済生会	100	貴船町三丁目 4-1	223-0261
	フロイデ金比羅	(福)松涛会	29	金比羅町10-1	227-2812
	寿海荘	(福)祥寿園	121	武久町二丁目 53-8	253-5251
	サテライト望海苑	(福)祥寿園	29	武久町二丁目 48-17	250-2000
	アイユウの苑	(福)松美会	100	彦島迫町三丁目 17-2	266-8287
	アイユウの苑おはま	(福)松美会	29	彦島塩浜町三丁目 14-47	267-8800
	フロイデハイム	(福)松涛会	20	彦島西山町三丁目 12-14	261-5355
	みどり園	(福)朋愛会	84	長府才川二丁目 21-1	248-3222
	アイユウの苑ゆめタウン	(福)松美会	20	ゆめタウン 2-24	249-2200
	王司さざなみ荘	(福)季朋会	29	王司本町一丁目18-27	248-2100
	員光園	(福)やまばと会員光園	70	大字員光 1544	248-5115
	員光園〈ユニット型〉	(福)やまばと会員光園	60	大字員光 1544	248-5115
	フェニックス	(福)暁会	54	大字小野 64-1	256-5336
	ユニット型フェニックス	(福)暁会	50	大字小野 64-1	256-5336
	フェニックスの宮	(福)暁会	29	一の宮学園町19-1	242-8580
	慈公園	(福)稗田福祉会	50	稗田中町 8-38	252-7500
	はまゆう苑	(福)松涛会	40	横野町三丁目 15-10	258-3800
	はまゆう苑なぎさ	(福)松涛会	20	横野町三丁目 15-10	258-3800
	富任荘	(福)水の木会	29	富任町六丁目18-8	258-5451
	きくがわ苑	(福)菊水会	54	菊川町大字下岡枝 1064	287-1220
	きくがわ苑〈ユニット型〉	(福)菊水会	30	菊川町大字下岡枝 1064	287-1220
	にじの丘	(福)菊水会	29	菊川町大字田部223-9	287-2655
	ほたるホームとよた	(福)豊寿会	50	豊田町大字荒木 10051-2	768-0051
	ほたるホームとよた〈ユニット型〉	(福)豊寿会	30	豊田町大字荒木 10051-2	768-0051
	豊田喜楽園	(福)豊友会	29	豊田町大字中村821-1	766-3765
	豊寿苑	(福)豊浦福祉会	54	豊浦町大字厚母郷 10442	772-0107
	虹の郷	(福)豊浦福祉会	29	豊浦町大字厚母郷 10442	772-0107
	SUN	(福)響会	29	豊浦町大字吉永1819-1	775-4155
	SUN2	(福)響会	29	豊浦町大字川棚12139-1	774-3903
	白滝荘	(福)豊北福祉会	60	豊北町大字田耕 12426-1	783-0056
	梨花の里	(福)豊北福祉会	60	豊北町大字滝部 11042-1	784-1000
	サテライト梨花の里アスピア	(福)豊北福祉会	29	豊北町大字滝部2969-1	782-1181
	夢の里	(福)夢の会	29	新地町3-28	228-0300
	夢ごこち	(福)夢の会	29	長府才川一丁目41-76	248-5567
	稗田喜楽園	(福)豊友会	29	稗田町8-18	242-1765
	椋野喜楽園	(福)豊友会	29	新椋野三丁目3-38	231-1765
軽費老人ホーム (A 型)	福海苑	(福)祥寿園	100	武久町二丁目 53-10	253-5333
	しゃくなげ園	(福)しゃくなげ園	70	大字田倉 82-1	256-5411
軽費老人ホーム (ケアハウス)	ケアハウス武久苑	(福)祥寿園	50	武久町二丁目 48-18	255-3120
	ケアハウスあかつき	(福)暁会	60	汐入町 36-6	222-2525
	ケアハウスフロイデ彦島	(福)松涛会	50	彦島西山町三丁目 12-1	261-5539
	長府ケアハウス	(福)さわやか会	50	長府黒門南町 6-55	246-1003
	ケアハウスわかば	(福)朋愛会	50	長府才川二丁目 20-38	248-5111
	ケアハウス王喜の郷	(福)緑樹会	50	王喜本町六丁目 1-12	283-2834
	ケアハウスオリーブ	(福)松涛会	50	横野町三丁目 15-10	258-3833
	グリーンハイツとよた	(福)豊寿会	50	豊田町大字荒木 10051-2	768-0601
	ケアハウスSUN	(福)響会	50	豊浦町大字川棚12139-2	774-3901
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	ケアシティ白雲台	(医)茜会	9	上田中町八丁目14-5	249-5132
	サンキ・ウエルビィグループホーム下関	サンキ・ウエルビィ(株)	9	生野町一丁目4-10-2	250-1125
	椋野	(株)セービング	9	椋野町三丁目22-43	250-8815
	椋野式番館	(株)セービング	9	椋野町三丁目4-26	250-7323
	元町	(株)セービング	9	元町1-7	227-3507
各略称の正式名称は 右記のとおりです。	(福)…社会福祉法人 (医)…医療法人・医療法人社団 (一社)…一般社団法人 (特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社 (同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人				

8 社会福祉施設等一覧表（老人福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
《老人福祉施設等》					
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	ケアタウン山の田	(医)松涛会	9	武久町一丁目19-30	250-7183
	たけひさ	(株)ウエルケア	9	武久町一丁目 48-32	227-2873
	あかつきの里	(福)暁会	18	汐入町 36-6	222-3202
	フロイデ金比羅	(福)松涛会	9	金比羅町10-1	227-2813
	ケアタウン江の浦	(医)松涛会	9	彦島江の浦町九丁目4-5	261-5610
	アイユウの苑	(福)松美会	18	彦島田の首町一丁目 1-32	266-5361
	フロイデ彦島	(福)松涛会	18	彦島西山町三丁目 12-1	261-5082
	昇陽館	(福)さわやか会	18	長府黒門南町 6-54	241-1500
	夢ごこち	(福)夢の会	9	長府才川一丁目41-76	248-5505
	小月	(株)セービング	18	小月宮の町7-3	250-5021
	王喜の郷	(福)緑樹会	9	王喜本町六丁目 1-12	283-2834
	王喜の郷ライム	(福)緑樹会	18	王喜本町四丁目1-6	250-6666
	王司	(福)夢の会	9	王司川端一丁目4-56-2	249-2255
	フェニックスの里	(福)暁会	9	大字小野 64-1	263-2088
	愛の郷	(有)マインド	18	一の宮東町三丁目 380-1	263-6662
	一の宮の里	(福)暁会	9	一の宮学園町 19-1	242-8582
	形山	(株)ウエルケア	9	形山町5-57	263-6611
	あやらぎ	(株)セービング	18	綾羅木新町一丁目 16-13	242-9336
	あやらぎの里	(福)夢の会	9	綾羅木新町二丁目2-9	250-7215
	やすおかの里	(福)夢の会	27	安岡町七丁目7-1	250-8257
	わたぼうし	(医)松涛会	18	横野町三丁目 16-35	258-3123
	にじの丘	(福)菊水会	9	菊川町大字田部223-9	287-2610
	うぐいすの里	(福)菊水会	18	菊川町大字下岡枝 1062	287-1230
	豊田	(特非)こころ和み	18	豊田町大字中村 7-1	767-0058
	豊田喜楽園	(福)豊友会	9	豊田町大字中村819-1	766-3765
	あいの家	(特非)宅老所あいの家	9	豊浦町大字宇賀 7378-19	776-5451
	あじさい	(特非)宅老所あじさい	9	豊浦町大字黒井 1536-1	774-1981
	あじさい室津	(特非)宅老所あじさい	9	豊浦町大字室津下 1443-1	774-2368
	ほほえみ	(特非)宅老所ほほえみ	9	豊浦町大字涌田後地 31-1	772-0334
	そまじ	(福)下関市社会福祉協議会	9	豊北町大字田耕 2790	783-0441
	しまど	(福)下関市社会福祉協議会	9	豊北町大字神田 4611-2	786-0246
地域包括 支援センター	下関市本庁東部地域包括支援センター	(福) 夢の会		あるかぼーと1-33	250-6581
	下関市本庁西部地域包括支援センター	(医) 茜会		上新地町三丁目 5-5	250-8521
	下関市本庁北部地域包括支援センター	(医) 青寿会		武久町二丁目 2-13	255-1111
	下関市彦島地域包括支援センター	(福) 松美会		彦島江の浦町一丁目 5-2	266-6516
	下関市長府地域包括支援センター	(福)朋愛会		長府松小田本町 1-26	227-3151
	下関市東部地域包括支援センター	(福) 下関市社会福祉協議会		王司上町一丁目 2-20	249-2015
	下関市川中地域包括支援センター	(一社) 下関市医師会		川中豊町三丁目 3-5	252-6223
	下関市安岡・吉見地域包括支援センター	(福) 松涛会		富任町一丁目 4-1-3	249-5015
	下関市勝山・内日地域包括支援センター	(福) 暁会		形山みどり町 14-16	227-2700
	下関市菊川・豊田地域包括支援センター	(福) 菊水会		菊川町大字下岡枝 172-2	287-2870
	下関市菊川・豊田地域包括支援センター 豊田サブセンター	(福) 菊水会		豊田町大字矢田 467-1	766-2710
	下関市豊浦地域包括支援センター	(福) 下関市社会福祉協議会		豊浦町大字川棚 6895-1 下関市役所豊浦総合支所内	775-2941
	下関市豊北地域包括支援センター	(福) 下関市社会福祉協議会		豊北町大字滝部 3140-1 下関市役所豊北総合支所内	782-1904
	各略称の正式名称は 右記のとおりです。				
	・(福)…社会福祉法人 ・(医)…医療法人・医療法人社団 ・(一社)…一般社団法人 ・(特非)…特定非営利活動法人 ・(宗)…宗教法人 ・(株)…株式会社 ・(有)…有限会社 ・(同)…合同会社 ・(地独)…地方独立行政法人 ・(学)…学校法人				

8 社会福祉施設等一覧表（老人福祉・障害福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
生活支援ハウス	ねぎぼうず	(福)松涛会	20	横野町三丁目 16-5	262-3800
老人憩の家	西部老人憩の家	下関市		長門町 1-1	—
	北部老人憩の家	下関市		山の田東町 4-11	070-2285-3119
	彦島宮の原老人憩の家	下関市		彦島迫町五丁目 12-9	266-2002
	長府老人憩の家	下関市		長府八幡町 2-33	246-1447
	清末老人憩の家	下関市		清末中町一丁目 2-30	282-4207
	小月老人憩の家	下関市		小月本町二丁目 14-34	282-4208
	吉田老人憩の家	下関市		大字吉田地方 2499	284-0844
	内日老人憩の家	下関市		大字内日下 748-2	—
	川中老人憩の家	下関市		川中本町二丁目 2-20	252-1480
	安岡老人憩の家	下関市		安岡町四丁目 5-30	258-4228
	吉見老人憩の家	下関市		吉見本町一丁目 13-5	286-7210
	吉母老人憩の家	下関市		大字吉母 452-10	286-4077
	菊川老人憩の家	下関市		菊川町大字下岡枝 508-1	287-3022
ふれあいプラザ	後田ふれあいプラザ	下関市		後田町五丁目 16-9	232-1090
	彦島ふれあいプラザ	下関市		彦島江の浦町一丁目 15-11	267-7878
多世代交流センター	豊浦多世代交流センター	下関市		豊浦町豊洋台一丁目 447-290	772-0800
《障害福祉サービス実施施設》					
地域活動支援センター	支援センターひえだ	(医)葵会	20	稗田中町12-10	251-6161
	支援センター歩社	(医)光の会	30	豊浦町大字吉永野田浜10627-2	775-4171
生活介護事業	障害福祉サービス事業所安岡苑	(福)あゆみの会	15	大字安岡字畑代10145-5	258-4111
	障害者通所員光園	(福)やまばと会員光園	20	大字員光字流河原1544	248-5185
	はまゆう園	(福)豊心福祉会	40	豊北町大字滝部3762	782-1683
	くすの園	(福)くすの園	35	楠乃二丁目691-4	256-2067
	生活介護事業所フェニックス	(福)晩会	30	下関市大字小野64-1	250-8811
	ライフサポートフェニックス	(福)晩会	20	汐入町27-3	227-2620
	大藤園	(福)開成会	55	長府豊城町9-16	245-2215
	生活介護サービス事業所じねんじょ	(福)じねんじょ	20	生野町二丁目28-20	250-8108
	生活介護サービス事業所だいち	(福)じねんじょ	20	生野町二丁目29-3	252-2227
	まんてんの星	(福)菊水会	10	菊川町大字田部536-1	287-3255
	多機能型事業所ふくろうの杜	(株)煌青	10	一の宮町四丁目11-27	227-4171
	障害福祉サービスすみれの丘	(福)礼和会	6	長崎本町6-35	250-8210
	障害福祉サービス結のところ	(福)礼和会	10	彦島江の浦町三丁目4-5	242-0880
	OZデイ33しものせき	SUN SUN(株)	5	川中豊町一丁目2-7	242-4116
	うしろだきさ	(福)さくらの丘	20	後田町五丁目3-1	224-0088
	アップル生活介護事業所	(一社)ひきこもりなっと	20	大坪本町37-10	249-5400
生活介護事業 (共生型)	デイサービス小月	(株)セービング	50	小月宮の町7-3	281-3010
	デイサービス新遊楽	(株)セービング	45	彦島江の浦町三丁目11-12	266-0123
	デイサービス陽だまり	(株)セービング	18	綾羅木新町一丁目16-15	227-4321
	デイサービスぱれっと	(株)セービング	18	一の宮住吉二丁目10-11	263-1100
	デイサービスぼぶり	(株)セービング	10	後田町四丁目 4-3	222-8127
	デイサービスほほ笑み倶楽部	(株)ウェルケア	70	稗田南町7-9	250-8681
	デイサービスありすの丘	(株)ウェルケア	15	東向山町13-9	232-3377
	デイサービス夢の里	(福)夢の会	60	新地町3-28	228-2277
	オーシャンビューまえたデイサービスセンター	(福)夢の会	50	前田二丁目1-21	242-1303
	デイサービス笑笑歩	(株)心笑	45	西大坪町18-12	227-2876
就労移行支援事業	ウェルビー下関シーモールセンター	ウェルビー(株)	14	竹崎町四丁目4-8シーモール3階335号	242-4355
	スプライト下関センター	西日本自立支援協会(株)	20	細江町二丁目2-1原弘産ビル8階	080-7615-9515
就労継続支援 A型事業	エンジョイライフ就労継続支援A型事業所	(有)エンジョイライフ・グループ	20	唐戸町1-22 カタコア1F	235-2050
	テンシステム	(同) テンシステム	20	綾羅木本町五丁目 12-29	250-6616
	サンクスラボ・下関オフィス	サンクスラボ(株)	20	一の宮町三丁目9-10 秋田産業ビル2階	250-7115
	ジョブサポートフェニックス	(福)晩会	15	後田町一丁目1-1	227-2800
	ジョブタス下関事業所	(株)MINAIE	20	横野町一丁目21-18	227-2746
	ぼくのわたしの安全基地BASE	(同) Cheers	20	稗田北町10-27 YKビル1階	242-2766
就労継続支援 A型事業 就労移行 事業	煌-KIRAMEKI-	(同) 煌	継続14 移行6	長門町10-1 長門プラザ2階	250-8306
	ハッピーデザイン	(同) エポ8	継続10 移行10	長府黒門東町10-7-205 かがわビル2階	227-4388
就労継続支援 A型事業 就労継続支援 B型事業	チームもんじゅ	(特非)優愛会	A型20 B型20	(A型) 山の田東町3-6 (B型) 山の田東町3-9	250-7222 242-4111
各略称の正式名称は右記のとおりです。 (福)…社会福祉法人 (医)…医療法人・医療法人社団 (一社)…一般社団法人 (特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社 (同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人					

8 社会福祉施設等一覧表（障害福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
就労継続支援 B型事業	障害福祉サービス事業所安岡苑	(福)あゆみの会	60	大字安岡字畑代10145-5	258-4111
	障害福祉サービス事業所グリーンファーム	(福)内日福祉会	30	大字植田1398-1	289-5454
	障がい福祉サービス事業所ブルーファーム	(福)内日福祉会	20	彦島本村町三丁目5-2	250-6507
	障害福祉サービス・うしろだ工房	(福)さくらの丘	20	後田町五丁目33-8	233-2355
	まんでんの星	(福)菊水会	20	菊川町大字田部536-1	287-3255
	福祉作業所たまげハウス	(福)下関市社会福祉協議会	20	豊北町大字滝部3140-1	782-0604
	福祉作業所マザーズホーム	(特非)マザーズホーム	20	貴船町三丁目4-1社会福祉センター内	227-2484
	なごみの里ワークセンター	(福)下関市民生事業助成会	40	新椋野一丁目6-35	250-7661
	ワークハウス一歩社	医療法人光の会	20	豊浦町大字吉永字野田浜10627-2	775-4175
	福祉サービスかじくり	医療法人水の木会	20	梶栗町四丁目2-33	227-4325
	ひこるふ	(福)あーす	20	彦島西山町二丁目5-36	266-9113
	ワークステーションほっぷ	(福)ピースオブマインド・はまゆう	30	稗田西町23-2	250-5435
	ライフステーションすてっぷ	(福)ピースオブマインド・はまゆう	40	長門町10-1長門プラザ3階	232-0150
	ひびき工房	(福)ピースオブマインド・はまゆう	20	豊浦町大字川棚字分瀬6339-15	772-0008
	野の花工房	(福)ピースオブマインド・はまゆう	20	菊川町大字田部907-1	287-4616
	福祉作業所法光苑	(特非)灯親会	20	豊浦町大字川棚11680-1	774-1525
	mimihanaカフェ	(特非)シンフォニーネット	30	新地町2-13	250-9140
	夢活動センターpasso	(福)共生の里	20	生野町二丁目1-18	250-9331
	多機能型支援事業所ふくろうの杜	(株)煌青	10	一の宮町四丁目11-27	227-4171
	八起の家	(特非)八起の会	20	安岡町一丁目2-13	259-8586
	就労育成事業所花くじら	(特非)障害者自立就労支援メッセジ花くじら	20	汐入町34-10	080-4942-3475
	障害福祉サービスすみれの丘	(福)礼和会	14	長崎本町6-35	250-8210
	障害福祉サービス結のところ	(福)礼和会	10	彦島江の浦町三丁目4-5	242-0880
	関門福祉工房太陽の家	(同)関門リサイクルセンター	20	長府豊浦町8-17	249-6113
	指定障害福祉サービスクローバー下関	(同)スマイルクローバー	20	稗田南町9-46	242-1014
	ファイン就労ルーム	(株)ルナー	20	大字富任131	090-8249-9721
	ダリア・ワークス	(株)フラクトル	20	大字石原198	227-4595
	IML就労支援センター ラポール	(株)インマイライフ	20	一の宮本町一丁目7-17	242-1717
	チャレンジ人材センター	(同)おもいやり	20	豊田町大字殿敷1820-40	249-5313
	瓦そばたかせFactory	(株)瓦そばたかせ	20	豊浦町大字川棚5258-6	772-2680
	サードチャレンジteam下関 山の田ベース	(株)サードチャレンジ	30	山の田東町7-2アウラビル2階	250-7373
	就労継続支援B型事業所 なないろ	(株)ユニバーサル	20	山の田南町1-10	249-5065
	ピースフル	(特非)ネットワークぶらす北九州	20	一の宮本町二丁目13-23	242-1087
就労継続支援B型事業 就労移行支援事業	ひえだファクトリー	(医)葵会	継続20 移行12	稗田中町 9-10(継続) 稗田中町 12-10(移行)	251-6161
	多機能型事業所 はーとあーす勝谷	(福)さわやか会	継続34 移行6	東勝谷 1-4	263-0230
就労継続支援B型事業 就労移行支援事業 自立訓練(生活訓練)	夢活動センターporto	(福)共生の里	継続20 移行6 訓練6	稗田南町10-12	227-2911
障害児通所 支援事業	こども発達センター(はたぶ園)	下関市	30	幡生本町 26-12	233-9850
	こども発達センター(どーなつ)	下関市	30	幡生新町1-10	242-4141
	こども発達センター豊浦	下関市	10	豊浦町大字川棚 6895-1 下関市役所豊浦総合支所3階	227-3110
	みんなの家	(特非)ヒューマンネットワーク ピア	10	新地町 4-22	242-9952
	地域児童福祉事業所 ぼけっと	(福)内日福祉会	10	秋根西町一丁目 9-37	250-6025
	ばれっと	(福)内日福祉会	10	秋根本町二丁目 1-22	249-6065
	児童デイサービスセンターフェニックス	(福)暁会	15	大字小野 64-1	256-5336
	むく・むくっこ	(福)じねんじょ	10	生野町二丁目 27-7	252-2227
	障害児通所支援事業所そよ風	(福)中部少年学院	10	彦島角倉町三丁目 6-17	227-2333
	キッズガーデン ふれんず	(株)Y・Yループ	10	王司神田一丁目5-37	248-3382
	さくら	(福)緑樹会	10	王喜本町五丁目4-14	250-5533
	(特非)びーすくえあ	(特非)びーすくえあ	10	長府南之町3-29 松岡ビル1F	242-4077
	放課後等デイサービス ゆーすくえあ	(特非)びーすくえあ	10	長府土居の内町4-16 湧川ビル1F	242-2885
	びりーぶ	(株)Fstage	10	川中豊町三丁目5-10	070-3114-6308
	びりーぶ 本館	(株)Fstage	10	川中豊町五丁目4-20	277-0349
	びりーぶ あいりす館	(株)Fstage	10	川中豊町七丁目4-27	090-3800-3747
	クルーズ長府	(同)ホーム	10	長府黒門東町10-7 かがわビル202号	242-2550
	クルーズ勝山	(同)ホーム	10	前勝谷町14-5	242-1956
	さわやか愛の家 しものせき館	(株)さわやか倶楽部	10	横野町二丁目4-30	262-2400
	児童発達支援事業所つくべた	(医)茜会	10	上新地町三丁目2-3	227-3401
	寺子屋	(同)寺子屋	10	唐戸町2-12	228-2511
	COMPASS・下関	(株)三葉	10	綾羅木本町二丁目2-1新田ビル1階	227-4328
	COMPASS・新下関駅前	(株)三葉	10	秋根南町一丁目2-24	249-5328
	OZデイ33しものせき	SUN SUN(株)	5	川中豊町一丁目2-7	242-4116
	ひまわり～太陽っ子～	(株)からだラボくじら	10	長府金屋町3-3	246-0336
	ひまわり～大地っ子～	(株)からだラボくじら	10	彦島江の浦町九丁目9-1	227-3240
	ひまわり～恵みっ子～	(株)からだラボくじら	10	武久町一丁目15-8	242-2228
	ひまわり～輝きっ子～	(株)からだラボくじら	10	富任町一丁目5-10	242-2888

各略称の正式名称は右記のとおりです。
(福)…社会福祉法人 (医)…医療法人 医療法人社団 (一社)…一般社団法人
(特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社
(同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人

8 社会福祉施設等一覧表（障害福祉・児童福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
障害児通所支援事業	かもん丸	(同)知養	10	長府八幡町2-16	246-3001
	かもん丸吉見	(同)知養	10	吉見新町二丁目3-5	250-8323
	下関地域福祉事業所きしゃぼっぽ	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	10	金比羅町7-18	227-3280
	放課後等デイサービス ウィズ・ユー長府	(株)ファビュラス	10	長府侍町二丁目4-8 山内ヴィ ラージュ侍町事務所203号室	242-2594
	ハッピーテラス下関一の宮教室	(株)メルシィ	10	一の宮町三丁目12-7	242-2515
	ハッピーテラス長府教室	(株)メルシィ	10	長府外浦町2-20 長府マリンSC2階	242-0536
	ハッピーテラス安岡教室	(株)メルシィ	10	富任町一丁目4-3	250-6264
	運動療育センターこころ	(株)リハビス	20	王司上町二丁目5-9	242-0556
	運動療育センターぱるこ	(株)リハビス	10	王司上町二丁目5-9	242-4649
	にじいろ	(株)Believe and Trust	10	勝谷新町二丁目7-8	242-2080
	児童発達支援センターこむぎ	(株)紬	20	大字有富204番地1	250-9742
	放課後等デイサービスゆきんこの森	(株)有信アステル	10	秋根上町一丁目1-43	250-9613
あんじゅ	クオーレ(同)	10	長府亀の甲一丁目4-6	070-2414-5109	
宿泊型自立訓練	ほっとホーム一歩社	(医)光の会	20	豊浦町大字黒井 10097-50	774-3774
自立訓練(生活訓練)			20		
障害者 グループホーム	安岡苑ケア&グループホームひびき	(福)あゆみの会	96	大字安岡字畑代 10145-5	258-4111
	グループホームなでしこ	(福)内日福祉会	8	垢田町三丁目 11-22	253-6690
	はまゆう園ほーむ	(福)豊心福祉会	20	豊北町大字滝部 397-1	782-1683
	星の家	(福)菊水会	20	菊川町大字下岡枝 374-6	287-0733
	なごみの里グループホーム	(福)下関市民生事業助成会	52	新椋野一丁目 6-35	222-0121
	障害者グループホーム富任	(福)水の木会	33	富任町六丁目 15-16	258-5451
	ピア・ケアホームみんなの家	(特非)ヒューマンネットワークケア	7	新地町 4-22	242-9952
	グループホーム東山・小町の里	(福)晩会	17	大字小野 85-1	256-5454
	うしろだホーム	(福)さくらの丘	7	後田町三丁目 1-23	231-3939
	グループホームはーとあーす勝谷	(福)さわやか会	14	東勝谷 1-2	263-0150
	心の駅下関	(福)共生の里	63	三河町 10-25	227-3210
	コスモスハウス	(同)サン・コスモス	13	新垢田東町二丁目 1-28	242-2943
	ひまわりハウス	(株)ひまわりハウス	17	金比羅町11-2	249-5565
	おもいやりグループホーム	(同)おもいやり	19	豊田町大字殿敷1492	250-8622
	AUBE	(一社)ホーミー	5	伊倉町二丁目5-23-101号	080-3317-8639
	グループホーム歩みの家	(株)オーシャンテック	9	山の田南町20-31	292-2110
	グループホームあとりの宮	(同)アクラス	22	一の宮本町二丁目6-29	080-2751-8339
《障害者支援施設》					
施設入所支援 生活介護事業所	下関幸陽園	(福)慈恵会	80	楠乃五丁目 5-28	256-6810
			90		
施設入所支援 生活介護事業所	障害者支援施設員光園	(福)やまばと会員光園	40	大字員光字流河原 1544	248-5185
			40		
施設入所支援 生活介護事業所	第二くすの園	(福)くすの園	60	楠乃五丁目 5-1	257-1050
			60		
施設入所支援 生活介護事業所	障害者支援施設フェニックス	(福)晩会	42	大字小野 64-1	256-5336
			46		
施設入所支援 生活介護事業所	なごみの里	(福)下関市民生事業助成会	60	大字蒲生野字横田 250	262-2111
			80		
施設入所支援 生活介護事業所	なごみの里ありどみ	(福)下関市民生事業助成会	30	大字有富414-2	263-2000
			40		
施設入所支援 生活介護事業所	王司山田園	(福)開成会	35	大字山田字赤池 549-5	248-3307
			35		
《身体障害者更生援護施設》					
視覚障害者 情報提供施設	点字図書館	(福)山口県盲人福祉協会		関西町 1-10	231-7114
《児童福祉施設等》					
乳児院	乳児院なかべ学院	(福)中部少年学院	30	古屋町一丁目2-56	250-8701
児童養護施設	児童養護施設なかべ学院	(福)中部少年学院	45	彦島角倉町三丁目 6-17	266-1934
	下関大平学園	(福)下関大平学園	48	幡生町一丁目 1-22	222-6801
助産施設	済生会下関総合病院	(福)恩賜財団済生会	3	安岡町八丁目 5-1	262-2300
各略称の正式名称は 右記のとおりです。					
(福)…社会福祉法人 (医)…医療法人・医療法人社団 (一社)…一般社団法人 (特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社 (同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人					

8 社会福祉施設等一覧表（児童福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
保 育 所	[公 立 保 育 所]		745	9 園	
	彦島第一保育園	下関市	50	彦島福浦町 二丁目 17-1	266-3076
	名池保育園	下関市	100	名池町 10-2	231-2823
	幸町保育園	下関市	90	幸町 18-6	232-2036
	長府第二保育園	下関市	100	長府中六波町 12-26	245-0044
	長府第三保育園	下関市	85	長府松小田本町 1-38	248-0152
	長府第四保育園	下関市	95	長府八幡町 1-1	246-3360
	吉見保育園	下関市	45	吉見本町一丁目 16-1	286-2227
	幡生保育園	下関市	140	幡生宮の下町 25-13	253-5656
	双葉保育園	下関市	40	豊浦町大字宇賀字川嶋 12984-1	776-0202
	[私 立 保 育 所]	・ 社会福祉法人 ・ 個人 ・ 宗教法人	2,394	24 園	
	小波保育園	(福)小波会	110	汐入町 19-18	222-8222
	東光保育園	(福)どっか・すっか	80	赤間町 3-12	223-7330
	専立寺保育園	(福)専立寺保育園	50	彦島本村町五丁目 9-26	266-4843
	みのり保育園	廣瀬 祥文	100	垢田町三丁目 11-41	252-2295
	木の実保育園	(福)木の実保育園	179	川中本町 1-19	252-4065
	木の実保育園 分園			稗田西町 12-2	252-6510
	二葉保育園	(福)浄光会	60	大字永田郷 1790	286-2003
	慈光保育園	(福)慈光保育園	60	伊崎町一丁目 11-16	231-2970
	和光保育園	(宗)了圓寺	80	大平町 10-20	222-0789
	しょうや保育園	(福)法輪会	110	大字勝谷 879-6	256-2431
	弥生保育園	(福)きずな	80	幡生町二丁目 27-2	252-1237
	ひまわり保育園	(宗)法正院	50	長崎町一丁目 1-4	222-2120
	のあ保育園	(福)きずな	110	武久町二丁目 70-10	252-3056
	すみれ保育園	(福)前田町振興協会	80	前田一丁目 9-1	223-3574
	王司保育園	(福)剛美会	110	王司上町二丁目 8-13	248-0720
	新生保育園	(福)新生園	140	西観音町 1-5	248-0512
	清末保育園	(福)清末保育園	120	清末中町一丁目 5-1	282-0288
	ひえだ保育園	(福)稗田福祉会	100	稗田中町 8-1	253-0766
	みどり保育園	橋 利行	70	綾羅木本町六丁目 19-19	253-4509
	清和保育園	(福)清和保育園	190	秋根本町二丁目 8-10	256-2533
	勝山保育園	(福)勝山園	179	秋根新町 12-12	256-6888
	勝山第二保育園			大字石原 91-1	250-8862
	鏡山保育園	東 好子	30	長府印内町 7-11	246-0530
	みそら保育園	(福)みそら保育園	136	安岡町四丁目 7-58	258-0239
	いずみ保育園	(福)いずみ保育園	130	勝谷新町三丁目 7-9	256-0955
	安楽保育園	(福)安楽会	40	豊浦町大字小串 502-2	774-0880
各略称の正式名称は右記のとおりです。					
・(福)…社会福祉法人 ・(医)…医療法人・医療法人社団 ・(一社)…一般社団法人 ・(特非)…特定非営利活動法人 ・(宗)…宗教法人 ・(株)…株式会社 ・(有)…有限会社 ・(同)…合同会社 ・(地独)…地方独立行政法人 ・(学)…学校法人					

8 社会福祉施設等一覧表（児童福祉）

市外局番 (083)

施設の種類別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
認定こども園	[公立認定こども園]		1,240	10園	
	中央こども園	下関市	180	幡生新町1-10	250-8880
	豊浦こども園	下関市	130	長府亀の甲二丁目 2-82	245-1080
	垢田こども園	下関市	160	新垢田東町一丁目 2-7	253-9922
	王喜こども園	下関市	100	王喜本町二丁目 15-1	282-0369
	菊川こども園	下関市	155	菊川町大字下岡枝字高田1504	287-0085
	豊田下こども園	下関市	70	豊田町大字手洗字堂本 273-1	766-2446
	西市こども園	下関市	70	豊田町大字矢田字横の田 185	766-0098
	川棚こども園	下関市	205	豊浦町大字川棚字寺田 5281	772-2900
	黒井こども園	下関市	110	豊浦町大字黒井字下北岡2159-1	774-1455
	豊北こども園	下関市	60	豊北町大字滝部字上ノ原 2992-1	782-0430
	[私立認定こども園]	・学校法人 ・社会福祉法人	2,117	18園	
	しおかぜの里こども園	(福)松美会	125	彦島迫町六丁目 7-22	267-1917
	聖母園	(福)聖母園	115	彦島緑町 11-6	266-9311
	でしまつ子ども園	(福)八栄会	135	彦島杉田町二丁目 3-10	266-3700
	くりのみ子供園	(福)田の首福祉会	125	彦島田の首町二丁目 6-10	266-3037
	吉田緑こども園	(福)東行福祉会	110	大字吉田 1085-1	283-2727
	ひがし子ども園	(福)海音子会ひがし子ども園	101	後田町三丁目5-24	222-0145
	小月こども園	(福)下関みらい	130	小月茶屋二丁目 9-1	283-0085
	豊北きらきらこども園	(福)三明会	50	豊北町大字神田 2408	786-2025
	ゆたかこども園	(福)ゆたか保育会	150	川中豊町七丁目 9-8	255-1660
	下関天使幼稚園	(学)信望愛学園	85	細江町一丁目 9-15	223-7575
	下関短期大学付属第一幼稚園	(学)河野学園	105	桜山町 1-1	231-7705
	下関短期大学付属第二幼稚園	(学)河野学園	100	彦島塩浜町二丁目 2-21	266-5821
	長府幼稚園	(学)徳応学園	116	長府金屋町 2-7	246-0070
	もみじ幼稚園	(学)もみじ学園	200	長府侍町一丁目 10-1	245-5412
	泉幼稚園	(学)泉学園	180	山の田南町 13-12	252-0031
	いちよう幼稚園	(学)朋林学園	130	安岡町一丁目 10-7	258-0276
	海の星幼稚園	(学)信望愛学園	60	長府金屋浜町 8-8	245-3033
	暁の星幼稚園	(学)三位一会会	100	上田中町二丁目 10-14	222-6636
幼稚園 【新制度】	[公立幼稚園]		180	4園	
	小月幼稚園	下関市	20	小月宮の町 15-20	282-0313
	清末幼稚園	下関市	80	清末西町一丁目 6-1	282-0267
	川中幼稚園	下関市	60	伊倉本町 21-1	253-9450
	豊東幼稚園	下関市	20	菊川町大字上大野字上ノ原 10020-1	287-1017
	[私立幼稚園]	学校法人	460	5園	
	めぐみ幼稚園	(学)めぐみ学園	60	上田中町二丁目 13-26	222-7356
	福王幼稚園	(学)一の宮清光学園	60	一の宮本町二丁目 9-14	256-2633
	梅光学院幼稚園	(学)梅光学院	75	大学町三丁目 10-30	252-2795
	安岡幼稚園	(学)まこと学園	105	富任町六丁目 1-23	258-0138
	下関国際高等学校付属幼稚園	(学)下関学園	160	大字伊倉字四方山7	256-5792
地域型保育事業所	【私立地域型保育事業所】	株式会社	19	1園	
	ヤクルト保育園プティット下関	(株)ヤクルト山陽	19	大字有富204番地1	263-2210
各略称の正式名称は右記のとおりです。 (福)…社会福祉法人 (医)…医療法人・医療法人社団 (一社)…一般社団法人 (特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社 (同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人					

8 社会福祉施設等一覧表（児童福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
子育て支援センター	【公立】				
	中央子育て支援センター	下関市		幡生新町1-10	231-3203
	菊川子育て支援センター	下関市		菊川町大字下岡枝字高田 1504	287-4609
	豊田子育て支援センター	下関市		豊田町大字矢田字横の田 185	766-0145
	川棚子育て支援センター	下関市		豊浦町大字川棚字寺田 5281	772-2920
	豊北子育て支援センター	下関市		豊北町大字滝部字上ノ原 2992-1	782-0432
	【私立】				
	聖母園子育て支援センター	(福)聖母園		彦島緑町 11-6	267-1293
	でしまつ子ども園子育て支援センター	(福)八栄会		彦島杉田町二丁目 3-10	266-3700
	小月こども園子育て支援センター	(福)下関みらい		清末鞍馬三丁目9-25	282-1878
	勝山保育園子育て支援センター	(福)勝山園		秋根新町 12-12	256-8058
	豊北きらきらかども園子育て支援センター	(福)三明会		豊北町大字神田 2408	786-2025
	もみじ幼稚園子育て支援センター	(学)もみじ学園		長府侍町一丁目 10-1	245-5412
	ひえだ保育園子育て支援センター	(福)稗田福祉会		稗田中町 7-17	253-0766
児童家庭支援センター	なかべこども家庭支援センター「紙風船」	(福)中部少年学院		古屋町一丁目2-56	250-8721
病児保育所	すこやかルーム	榎田 真史	4	長府東侍町 5-45	245-5691
	わかば病児保育所	(医)茜会 よしみず病院	6	汐入町 44-10	233-0548
	おひさまキッズハウス	倉光 誠	8	秋根南町二丁目 2-22	256-2865
	病児保育室ここいえ	(医)かねはら小児科	8	生野町二丁目 23-1	250-9876
各略称の正式名称は右記のとおりです。					
(福)…社会福祉法人 (医)…医療法人 医療法人社団 (一社)…一般社団法人 (特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社 (同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人					

8 社会福祉施設等一覧表（児童福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	所在地	電話
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	文関児童クラブ	下関市	上田中町一丁目 14-1 文関小学校内	090-7504-8765
	関西児童クラブ	下関市	関西町 12-1 関西小学校内	090-7504-8767
	桜山児童クラブ	下関市	上新地町二丁目 5-10 桜山小学校内	090-7504-8768
	向山児童クラブ	下関市	向山町 14-1 向山小学校内	090-7504-8770
	養治児童クラブ	下関市	本町二丁目 6-1 養治小学校内	090-6836-0863
	名陵児童クラブ	下関市	名池町 10-1 名陵小学校内	090-7504-8766
	生野児童クラブ	下関市	幡生本町 7-14 生野小学校内	090-7504-8771
	山の田児童クラブ	下関市	山の田中央町 13-1 山の田小学校内	090-7504-8772
	山の田第二児童クラブ	下関市	山の田南町 12-1	080-5235-8724
	川中西児童クラブ	下関市	古屋町二丁目 9-1 川中西小学校内	090-7504-8782
	吉見児童クラブ	下関市	吉見里町一丁目 8-1 吉見小学校内	080-5620-3980
	垢田児童クラブ	下関市	新垢田西町一丁目 1-1 垢田小学校内	090-7504-8783
	安岡児童クラブ	下関市	安岡町三丁目 5-5 安岡小学校内	090-7504-8784
	西山児童クラブ	下関市	彦島迫町五丁目 13-21 西山小学校内	080-6334-5534
	江浦児童クラブ	下関市	彦島江の浦町三丁目 4-1 江浦小学校内	090-7504-8773
	角倉児童クラブ	下関市	彦島角倉町三丁目 5-5 角倉小学校内	090-7504-8774
	向井児童クラブ	下関市	彦島向井町二丁目 20-1 向井小学校内	090-7504-8775
	本村児童クラブ	下関市	彦島本村町三丁目 16-1 本村小学校内	090-6836-0864
	豊浦児童クラブ	下関市	長府亀の甲二丁目 2-1 豊浦小学校内	090-7504-8776
	長府児童クラブ	下関市	長府松小田北町 14-1 長府小学校内	090-7504-8777
	王司児童クラブ	下関市	王司神田六丁目 9-1 王司小学校内	090-7504-8778
	清末児童クラブ	下関市	清末西町一丁目 6-1 清末小学校内	090-7504-8779
	小月児童クラブ	下関市	小月西の台 6-1 小月小学校内	090-7504-8780
	王喜児童クラブ	下関市	王喜本町二丁目 12-30 王喜小学校内	090-6836-0865
	勝山児童クラブ	下関市	秋根上町二丁目 2-1 勝山小学校内	080-6334-5563
	一の宮児童クラブ	下関市	一の宮住吉一丁目 8-1 一の宮小学校内	080-6334-5561
	熊野児童クラブ	下関市	熊野西町 10-1 熊野小学校内	080-6334-5582
	川中児童クラブ	下関市	伊倉本町 19-1 川中中学校内	090-7504-8781
	きくがわ児童クラブ	下関市	菊川町大字下岡枝9-2 旧菊川青年交流館内	080-6343-1502
	豊東児童クラブ	下関市	菊川町大字上大野10020-1 豊東小学校内	080-6343-1509
	豊田下児童クラブ	下関市	豊田町大字手洗 285-1 豊田下公民館内	080-6343-1503
	西市児童クラブ	下関市	豊田町大字矢田 132 西市小学校内	090-7548-5414
	室津児童クラブ	下関市	豊浦町大字室津下 152-1 室津小学校内	090-8243-2337
	誠意児童クラブ	下関市	豊浦町大字黒井 2200 誠意小学校内	080-6343-1504
	川棚児童クラブ	下関市	豊浦町大字川棚3642 川棚小学校内	090-8243-2328
	小串児童クラブ	下関市	豊浦町大字小串 617 小串小学校内	080-6343-1505
	豊北児童クラブ	下関市	豊北町大字滝部 1200 豊北小学校内	080-6343-1506
	内日児童クラブ	下関市	大字内日下1031 内日小学校内	090-2009-2901

各略称の正式名称は
右記のとおりです。

・(福)…社会福祉法人 ・(医)…医療法人・医療法人社団 ・(一社)…一般社団法人
・(特非)…特定非営利活動法人 ・(宗)…宗教法人 ・(株)…株式会社 ・(有)…有限会社
・(同)…合同会社 ・(地独)…地方独立行政法人 ・(学)…学校法人

8 社会福祉施設等一覧表（児童福祉）

市外局番 (083)

施設の種別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
児 童 館	ゆたか児童館	下関市		川中豊町七丁目 8-9	253-8281
	ひかり童夢	下関市		上田中町一丁目 16-1	229-0980
	ひこまる	下関市		彦島江の浦町一丁目 4-30	266-3321
	宇賀児童館	下関市		豊浦町大字宇賀 7925-1	776-0001
フ ァ ミ リ ー サ ポ ー ト セ ン タ ー	下関市ファミリー サポートセンター	下関市		南部町1-1 市役所東棟1階子育て政策課内	233-7632
次 世 代 育 成 支 援 拠 点 施 設	ふくふくこども館	下関市		竹崎町四丁目 3-3 J R 下関駅ビル3階	227-2581
認 可 外 保 育 施 設 (届 出 施 設)	アリス保育所	松浦 清美	29	宝町 8-20	255-0468
	kids room まむ	(一社)まむ	5	一の宮学園町2-2	090-3179 -8306
	New Beginning Preschool	(宗)下関キリスト聖書教会	24	大和町1-6-7	267-1884
	森のようちえんここ根	大下 律子	19	長府才川1-28-5	090-2913 -9171
	りすさんの保育室 (企業主導型保育事業)	(有)リーム	19	唐戸町1-22	242-0678
	りすさんの保育室第2園 (企業主導型保育事業)	(有)リーム	18	富任町5-11-2	242-0679
	やすおかKIDS (企業主導型保育事業)	(有)サイトウ・メディカル	19	横野町四丁目2-20	250-8727
	みなとあひるっ子園唐戸 (企業主導型保育事業)	(株)みなと	30	唐戸町1-22-123号	250-6501
	ひなぎく保育園 (企業主導型保育事業)	日新運輸工業(株)	12	長府中浜町1-14	250-6808
	ピーチ・ツリーYouMeCity (企業主導型保育事業)	(医)永孝会	12	伊倉新町三丁目1-1 ゆめシティ1階	242-4153
	みらこ保育園 (企業主導型保育事業)	(株)リハピス	23	王司上町二丁目5-9	249-2525
	紬木保育園 (企業主導型保育事業)	(株)紬	23	武久町一丁目52-11	227-3513
	紬木保育園(西棟)	(株)紬	15	武久町一丁目52-11	227-3513
	YICキッズ長府 (企業主導型保育事業)	(学)YIC学院	19	長府扇町2-1	249-2311
	わかば保育園 (企業主導型保育事業)	(医)茜会	40	向洋町1-2-20	231-3841
	下関こはる保育園 (企業主導型保育事業)	(株)プラーナ	19	山の田本町7-5 アンビエンテビル1階	242-2500
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	はたぶ園	下関市	30	幡生本町 26-12	233-9850
	児童発達支援センターこむぎ	(株)紬	20	大字有富204番地1	250-9742
各略称の正式名称は 右記のとおりです。 (福)…社会福祉法人 (医)…医療法人・医療法人社団 (一社)…一般社団法人 (特非)…特定非営利活動法人 (宗)…宗教法人 (株)…株式会社 (有)…有限会社 (同)…合同会社 (地独)…地方独立行政法人 (学)…学校法人					

8 社会福祉施設等一覧表（その他）

市外局番 (083)

施設の種類別	施設名	設置者	定員(人)	所在地	電話
《保護施設》					
救護施設	梅花園	(福)下関市社会福祉事業団	50	大字永田郷 459-4	286-2231
医療保護施設	済生会下関総合病院	(福)恩賜財団済生会		安岡町八丁目 5-1	262-2300
《その他の施設》					
福祉センター	福祉プラザしものせき	(福)下関市社会福祉協議会		上田中町一丁目16-3	232-2001
温泉施設	きくがわ温泉華陽	下関市		菊川町大字下岡枝 508-1	287-3022
無料低額宿泊所	宝町寮	(特非)ブライム	19	宝町32-12	250-7500
各略称の正式名称は 右記のとおりです。	・(福)…社会福祉法人 ・(医)…医療法人・医療法人社団 ・(一社)…一般社団法人 ・(特非)…特定非営利活動法人 ・(宗)…宗教法人 ・(株)…株式会社 ・(有)…有限会社 ・(同)…合同会社 ・(地独)…地方独立行政法人 ・(学)…学校法人				

9 社会福祉法人一覧表（下関市所管分）

（アイウエオ順）

	社会福祉法人名	理事長氏名	郵便番号	所 在 地	電 話
1	あーす	園田 真由美	750-0093	彦島西山町2丁目5-36	(083)266-9113
2	あゆみの会	木下 和美	759-6603	大字安岡字畑代 145-5	(083)258-4111
3	安 楽 会	谷 涼雄	759-6302	豊浦町大字小串字向山 502-2	(083)774-0880
4	いずみ保育園	井上 龍秀	751-0802	勝谷新町三丁目 7-9	(083)256-0955
5	内日福祉会	中本 英樹	750-0251	大字植田1398-1	(083)289-5454
6	海音子会ひがし子ども園	倉重 恵子	751-0826	後田町三丁目5-24	(083)222-0145
7	開 成 会	森 健二	752-0943	長府豊城町9-16	(083)245-2215
8	勝 山 園	中川 浩一	751-0874	秋根新町 12-12	(083)256-6888
9	菊 水 会	青柳 龍平	750-0317	菊川町大字下岡枝 1064	(083)287-1220
10	き ず な	田中 和夫	751-0833	武久町二丁目 70-10	(083)252-3056
11	木の実保育園	稲永 祐二	751-0859	川中本町 1-19	(083)252-4065
12	季 朋 会	麻上 季子	752-0915	王司本町一丁目 18-27	(083)248-2100
13	清末保育園	関 敬子	750-1155	清末中町一丁目 5-1	(083)282-0288
14	くすの園	永山 和彦	751-0804	楠乃二丁目 691-4	(083)257-1050
15	さくらの丘	友田 有	751-0826	後田町五丁目 33-8	(083)233-2355
16	小 波 会	小林 哲賢	750-0059	汐入町19-18	(083)222-8222
17	三 明 会	田中 義道	759-5331	豊北町大字神田 1892	(083)786-2025
18	じねんじょ	金原 洋治	751-0832	生野町二丁目 28-20	(083)252-2227
19	下関市社会福祉協議会	児玉 典彦	750-0009	上田中町一丁目16-3	(083)232-2001
20	下関市社会福祉事業団	後藤 吉秀	750-0005	唐戸町4-1	(083)249-5205
21	下関市民生事業助成会	時田 俊男	759-6602	大字蒲生野字横田 250	(083)262-2111
22	下関大平学園	福嶋 正治	751-0828	幡生町一丁目 1-22	(083)222-6801
23	下関みらい	井上 靖	750-1144	小月茶屋二丁目 9-1	(083)283-0085
24	しゃくなげ園	加藤 壽彦	751-0883	大字田倉字差葉 82-1	(083)256-5411
25	祥 寿 園	頼原 尚吾	751-0833	武久町二丁目 53-8	(083)253-5251
26	松 涛 会	斎藤 妙子	759-6604	横野町三丁目 15-10	(083)258-3800
27	松 美 会	松永 清美	750-0092	彦島迫町三丁目 17-2	(083)266-8287
28	新 生 園	古田 健一郎	752-0905	西観音町 1-5	(083)248-0512
29	慈 恵 会	中原 英子	751-0804	楠乃五丁目 5-28	(083)256-6810
30	慈光保育園	藤岡 勝彦	750-0065	伊崎町一丁目 11-16	(083)231-2970
31	浄 光 会	新 晃眞	759-6534	大字永田郷 1790	(083)286-2003
32	聖 母 園	肥塚 新一	750-0091	彦島緑町 11-6	(083)266-9311
33	清和保育園	伊原 宗信	751-0875	秋根本町二丁目 8-10	(083)256-2533
34	専立寺保育園	志満 眞知子	750-0074	彦島本村町五丁目 9-26	(083)266-4843
35	剛 美 会	後根 晴夫	752-0916	王司上町二丁目 8-13	(083)248-0720

9 社会福祉法人一覧表（下関市所管分）

（アイウエオ順）

	社会福祉法人名	理事長氏名	郵便番号	所 在 地	電 話
36	田の首福祉会	梶山 文夫	750-0085	彦島田の首町二丁目 6-10	(083)266-3037
37	東行福祉会	神田 善弘	750-1101	大字吉田 1085-1	(083)283-2727
38	どっか・すっか	渡辺 豊	750-0007	赤間町 3-12	(083)223-7330
39	豊浦福祉会	大森 宏	759-6314	豊浦町大字厚母郷 10442	(083)772-0107
40	中部少年学院	秋枝 研二	750-0081	彦島角倉町三丁目 6-17	(083)266-1934
41	ピースオブマインド・はまゆう	土井 健一	751-0855	稗田西町23-2	(083)254-9288
42	響会	稲村 恭平	759-6301	豊浦町川棚12139-2	(083)774-3901
43	朋 愛 会	木下 毅	752-0928	長府才川二丁目 21-1	(083)248-3222
44	豊北福祉会	宮田 和弘	759-5511	豊北町大字滝部字東 11042-1	(083)784-1000
45	豊心福祉会	松尾 暢生	759-5511	豊北町大字滝部 3762	(083)782-1683
46	法 輪 会	渡邊 宗演	751-0801	大字勝谷 879-6	(083)256-2431
47	前田町振興協会	井上 裕幸	752-0997	前田一丁目 9-1	(083)223-3574
48	水の木会	水木 誠子	759-6613	富任町六丁目 18-8	(083)258-5451
49	みそら保育園	中島 光一	759-6603	安岡町四丁目 7-58	(083)258-0239
50	八 栄 会	山本 吉幸	750-0078	彦島杉田町二丁目 3-10	(083)266-3700
51	山口県盲人福祉協会	安田 和正	750-0032	関西町 1-10	(083)231-7114
52	やまばと会員光園	伊木 瑞生	752-0904	大字員光字流河原 1544	(083)248-5115
53	ゆたか保育会	北村 正巳	751-0853	川中豊町七丁目 9-8	(083)255-1660
54	夢の会	齋藤 昌昭	750-0063	新地町3-28	(083)228-0300
55	緑 樹 会	末谷 千秋	750-1114	王喜本町六丁目 1-12	(083)283-2834
56	礼和会	長富 伊佐穂	751-0814	壇之浦町4-28	(083)228-0700

※下関市内には、下関市所管外の社会福祉法人が設置する施設もあります。

(福祉事務所)		
福 祉 部 (231-1111)	福祉政策課	管 理 係
		〔内線 2212 2213 2214〕 (231-1723)
		1 社会福祉行政(こども未来部の所掌に係るものを除く。)の企画及び調整に関すること。
		2 社会福祉統計に関すること。
		3 共同募金会に関すること。
		4 保健福祉館の管理運営に関すること。
		5 社会福祉審議会に関すること。
		6 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。
		7 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
		8 戦没者の叙位叙勲に関すること。
		9 地域福祉基金に関すること。
		10 災害時要援護者の登録に関すること。
		11 所属部及び所属課の庶務並びに所属部内の連絡調整に関すること。
		12 所属部内他課並びに所属課の課内室及び他係の所管に属しないこと。
		地 域 係
		〔内線 2215 2216〕 (231-1418)
		女性相談
		〔内線 2125 2126〕 (231-1156)
		1 地域福祉の推進に関すること。
		2 民生委員及び児童委員に関すること。
		3 社会福祉協議会に関すること。
		4 社会福祉団体の助成に関すること。
		5 関係団体との連絡調整に関すること。
		6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に基づく支援に関すること。
		7 行旅病人及び同死亡人に関すること。
		8 行旅困窮者の救済に関すること。
		9 生活困窮者自立支援制度に関すること。
		10 再犯の防止等の推進に関すること。
		11 中国残留邦人の支援に関すること。
		指導監査室
		〔内線 2217 2218〕 (250-6363)
		1 社会福祉法人の認可等に関すること。
		2 社会福祉法人の指導監査に関すること。
		3 社会福祉施設(他の所掌に係るものを除く。)の指導監査に関すること。
		4 社会福祉事業(他の所掌に係るものを除く。)に関すること。
		重層的支援推進室
		〔内線 2209〕
		1 重層的支援体制整備事業の推進に関すること。
	生活支援課	給 付 係
		〔内線 2237 内線 2238 内線 2239〕 (231-1172)
		1 保護金品の出納に関すること。
		2 医療券及び介護券の交付及び審査に関すること。
		3 医療機関及び介護機関との連絡調整に関すること。
		4 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく指定医療機関等及び指定介護機関の指定並びにその指導等に関すること。
		5 保護施設の設置認可等に関すること。
		6 生活保護法による健康管理支援に関すること。
		7 所属課の庶務に関すること。
		8 所属課内他係の所管に属しないこと。
		保護第1係 ～ 第6係
		〔内線 2231～2236〕 (231-1921～231-1925、231-1506)
		1 生活保護法に関すること。

次ページへ

(福祉事務所)		
福祉部 (231-1111)	長寿支援課	施設係 〔内線 2262〕 (231-1168)
		1 高齢者関連施策の総合調整及び推進に関すること。 2 老人福祉計画の策定及び推進に関すること。 3 老人福祉施設等の設置認可等に関すること。 4 養護老人ホーム等への入所措置に関すること。 5 養介護施設(介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する特定施設及び介護保険施設を除く。)に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に関すること。 6 老人憩の家(菊川老人憩の家を除く。)の管理運営に関すること。 7 ふれあいプラザの管理運営に関すること。 8 下関市満珠荘の管理運営に関すること。 9 その他老人福祉の増進に関すること。 10 所属課の庶務に関すること。 11 所属課内室及び他係の所管に属しないこと。
		支援係 〔内線 2269〕 (231-1340)
		1 在宅高齢者等に対する福祉サービス(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。 2 高齢者等に対する虐待の防止等の制度に関すること。 3 福祉はり、あん摩等の施術助成に関すること。 4 介護保険法の規定による地域支援事業及び保健福祉事業(他課及び地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。)に関すること。
		地域包括ケア推進室 〔内線 2272〕 (231-1345)
		1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 医療と介護の連携に関すること。 3 高齢者等の権利擁護に関すること。 4 認知症に関すること。 5 地域包括支援センターに関すること。
	障害者支援課	給付係 〔内線 2292〕 〔 2293〕 (231-1917)
		1 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。 2 日常生活用具の給付に関すること。 3 補装具費の支給に関すること。 4 自立支援医療(他課の所管するものを除く。)の給付に関すること。 5 重度心身障害者の医療費助成に関すること。 6 特別障害者手当等に関すること。 7 心身障害児養育手当に関すること。 8 その他障害者福祉の増進に関すること。 9 所属課の庶務に関すること。 10 所属課内他係の所管に属しないこと。
		次ページへ

福祉部
(231-1111)

支援係

〔内線 2294〕
2295
(231-1920)

- 1 障害者に係る介護給付及び訓練等給付に関する事。
- 2 障害者自立支援審査会に関する事。
- 3 下関市こども発達センター等の管理運営に関する事。
- 4 障害児通所給付に関する事。
- 5 障害児に係る介護給付の支給決定に関する事。

権利擁護係

〔内線 2297〕
2298
(227-4199)

- 1 障害者関連施策の調整及び推進に関する事。
- 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に関する事。
- 3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に関する事。
- 4 障害者の相談支援に関する事。
- 5 障害福祉サービス事業者等の指定等に関する事。
- 6 その他障害者の権利擁護の推進に関する事。

保険年金課

庶務係

〔内線 2312〕
(231-1280)

- 1 国民健康保険の企画運営に関する事。
- 2 下関市国民健康保険運営協議会に関する事。
- 3 国民健康保険料の検収及び決算に関する事。
- 4 国民健康保険基金に関する事。
- 5 所属課の庶務に関する事。
- 6 所属課内他係の所管に属しない事。

給付係

〔内線 2314〕
(231-1668)

- 1 国民健康保険の保険給付に関する事。
- 2 国民健康保険の給付統計に関する事。
- 3 国民健康保険の保健事業に関する事。

賦課係

〔内線 2316〕
(231-1930)

- 1 国民健康保険料の賦課に関する事。
- 2 国民健康保険被保険者の資格に関する事。

徴収係

〔内線 2318〕
(231-1689)

- 1 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関する事。
- 2 その他徴収金の徴収に関する事。

後期高齢者医療係

〔内線 2321〕
(231-1306)

- 1 後期高齢者医療に関する事。

年金係

〔内線 2323〕
(231-1931)

- 1 国民年金に関する事。

次ページへ

福祉部 (231-1111)	介護保険課	
	庶務係	1 介護保険事業計画に関すること。 2 介護給付費準備基金に関すること。 3 所属課の庶務に関すること。 4 所属課内他係の所管に属しないこと。
	[内線 2342] (231-1162)	
	給付係	1 保険給付に関すること。 2 給付統計に関すること。
	[内線 2343] (231-1139)	
	事業者係	1 介護保険サービス事業者等の指定等に関すること。 2 介護保険サービス事業者等の指導監査に関すること。
	[内線 2365] (231-1371)	
	賦課徴収係	1 被保険者の資格管理に関すること。 2 保険料の賦課、徴収及び滞納処分に関すること。
	[内線 2345] (231-1138)	
	認定事務係	1 要介護認定及び要支援認定(認定調査係の所管に関するものを除く。)に関すること。 2 介護認定審査会に関すること。
	[内線 2349] (231-3184)	
	認定調査係	1 認定調査(認定調査票の点検業務及び市職員による認定調査に限る。)に関すること。 2 介護認定審査会(審査判定業務に限る。)に関すること。
	[内線 2352] (231-1743)	

こども未来部 (231-1111)	子 育 て 政 策 課	支援政策係	1 社会福祉行政（児童福祉行政に係るものに限る。）の企画及び調整に関すること。 2 児童福祉施設の設置認可等（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。 3 児童福祉の増進に関する計画（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。 4 地域子ども・子育て支援事業（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。 5 ふくふくこども館の管理運営に関すること。 6 児童館に関すること。 7 その他児童福祉の増進に関すること。 8 所属部及び所属課の庶務並びに所属部内の連絡調整に関すること。 9 所属部内他課及び所属課内他係の所管に属しないこと。
		〔内線 2762〕 2763 (231-1353)	
		放課後保育係	1 放課後児童クラブに関すること。
		〔内線 2764〕 2769 (231-1431)	
	幼 児 保 育 課	管 理 係	1 就学前施設の設置認可等に関すること。 2 認可外保育施設の届出等に関すること。 3 教育・保育施設の将来計画に関すること。 4 特定教育・保育施設の確認指導監査に関すること。 5 認定こども園、保育所、幼稚園等の職員の研修（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。 6 認定こども園、保育所及び幼稚園と小学校の連携に関すること。 7 所属課の庶務に関すること。 8 所属課内他係の所管に属しないこと。
		〔内線 2742〕 2743 (231-1722)	
		施 設 係	1 市立の認定こども園、保育所及び幼稚園の財産の管理、取得及び処分に関すること。 2 市立の認定こども園、保育所及び幼稚園の経理及び給食に関すること。 3 市立の子育て支援センターに関すること。
		〔内線 2744〕 2745 (231-1183)	
		入園給付係	1 教育・保育給付認定及び給付に関すること。 2 保育認定子どもの利用調整に関すること。 3 保育料の決定、徴収、減免及び滞納整理に関すること。 4 地域子ども・子育て支援事業（就学前施設に限る。）に関すること。 5 私立就学前施設等への補助金の交付に関すること。 6 私立幼稚園の就園奨励に関すること。
		〔内線 2746〕 2747 (231-1929)	

次ページへ

こども家庭支援課	相談支援係	1 家庭児童相談に関すること。 2 要保護児童等の支援に関すること。 3 助産施設への入所等に関すること。 4 母子生活支援施設への入所等に関すること。 5 ひとり親家庭及び寡婦等の福祉の増進に関すること。 6 こども家庭センターに関すること。 7 所属課の庶務に関すること。 8 所属課内他係の所管に属しないこと。
	給付係	1 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 2 乳幼児、子ども、ひとり親家庭等の医療費助成に関すること。

10-2 各総合支所市民生活課 (福祉・子育て関係)の組織と事務内容

市外局番

(083)

各総合支所 市民生活課	(福祉事務所)
	福 祉 係
	菊川:287-4006
	豊田:766-2947
	豊浦:772-4020
	豊北:782-1923

- 1 民生委員及び児童委員に関すること。
- 2 社会福祉協議会に関すること。
- 3 社会福祉団体の育成に関すること。
- 4 生活保護に関すること。
- 5 行旅病人及び同死亡人に関すること。
- 6 行旅困窮者の救済に関すること。
- 7 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。
- 8 引揚者等の援護等に関すること。
- 9 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- 10 災害時要援護者の登録に関すること。
- 11 認定こども園に関すること。
- 12 児童福祉に関すること。
 - a 保育所に関すること。
 - b 子育て支援センターに関すること。
 - c 障害児通所給付に係る申請の受付に関すること。
 - d 地域の子育て団体の支援に関すること。
 - e 放課後児童クラブに関すること。
 - f 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
 - g 乳幼児、子ども及びひとり親家庭等の医療費助成に関すること。
 - h ひとり親家庭、寡婦等の福祉の増進に関すること。
 - i 家庭児童相談に関すること。
 - j 要保護児童等の支援に関すること。
 - k その他児童福祉の増進に関すること。
- 13 幼稚園に関すること。
- 14 老人福祉に関すること。
 - a 養護老人ホーム入所申請の受付に関すること。
 - b 在宅高齢者等に対する福祉サービスに関すること。
 - c その他老人福祉の増進に関すること。
- 15 障害者福祉に関すること。
 - a 身体障害者手帳の交付及び療育手帳の交付申請の受付に関すること。
 - b 日常生活用具の給付申請の受付に関すること。
 - c 補装具費の支給申請の受付に関すること。
 - d 特別障害者手当等支給申請の受付に関すること。
 - e 自立支援医療(他課の所管に属するものを除く。)申請の受付に関すること。
 - f 重度心身障害者福祉医療助成に係る申請の受付に関すること。
 - g 障害者に係る介護給付及び訓練等給付に係る申請の受付に関すること。
 - h 心身障害児養育手当支給申請の受付に関すること。
 - i その他障害者福祉の増進に関すること。
- 16 介護保険に関すること。
 - a 要介護認定及び要支援認定に関すること。
 - b 介護認定審査会に関すること。
 - c 介護保険給付に関すること。
 - d 介護保険被保険者の資格に関すること。
 - e 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。
 - f その他の介護保険に関すること。

次ページへ

10-2 各総合支所市民生活課 (福祉・子育て関係)の組織と事務内容

市外局番

(083)

各 総 合 支 所
市 民 生 活 課

- ・ 温泉華陽の管理運営に関する事。(菊川)
- ・ 菊川老人憩の家の管理運営に関する事。(菊川)
- ・ 宇賀児童館に関する事。(豊浦)
- ・ 豊浦多世代交流センターの管理運営に関する事。(豊浦)
- ・ 下関市和久生きがいデイサービスセンター及び下関市デイサービスセンター「ほのぼの」の管理運営に関する事。(豊北)

市民国保係

菊川:287-4003

豊田:766-2180

豊浦:772-4023

豊北:782-1922

- 1 国民健康保険に関する事。
 - a 国民健康保険被保険者の資格に関する事。
 - b 国民健康保険料の賦課に関する事。
 - c 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関する事。
 - d 国民健康保険の保険給付に関する事。
 - e 国民健康保険の保健事業に関する事。
 - f その他徴収金の徴収に関する事。
- 2 後期高齢者医療に関する事。
- 3 福祉はり、あん摩等の施術助成に関する事。
- 4 国民年金に関する事。